
令和元年 第2回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和元年12月13日 (金曜日)

議事日程 (第2号)

令和元年12月13日 午前9時0分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1番 森田 勝典	2番 隠塚 春子
3番 平田 康雄	4番 野瀬 繁隆
5番 黒木 徳勝	6番 平田 利治
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（1名）

10番 松熊武比古

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	安丸 国勝	教育長	倉鍵 君明
総務課長	重松 俊一	税務課長	山田 恭恵
健康福祉課長	平田 栄一	地域振興課長	村田 まみ
産業課長	佐々木大輔	建設課長	田中 豊和
子ども課長	松元 治美	会計課長	佐田 裕子
生涯学習課長	矢野 智行	住民課長	矢永 孝治
財政係長	早川 正一	総務係長	堀内 智史
建設課工務係長	黒岩 雄二	建設課管理係長	平田 隆司

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。本日は、早朝より傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。それから、前もって皆様に申し上げます。携帯電話等お持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモード等への切り替えについていま一度御確認をお願いいたしたいと思います。

本日は、10番、松熊武比古議員から、病気入院のため出席できないとの届が出されています。現在の出席議員は11人です。ただいまから、令和元年第2回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております6番、平田利治議員、発言席からお願いいたします。平田利治議員。

なお、平田議員より資料の配付の要請がっておりますので、認めます。資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

それでは、6番、平田利治議員。発言席からお願いします。

6番 平田 利治議員 質問事項

1. 今区の土地問題について
2. 西部工業団地北側の農地の転用申請について
3. 水害時の罹災証明について

○議員（6番 平田 利治） 6番、平田利治です。議長の許可を得ましたので、通告に従って質問していきたいと思っております。

大項目でございますけれども、1番、今区の土地問題についてでございます。

小項目ごとにいきたいと思っております。

大刀洗町を被告とした所有権確認訴訟に関して、その概要と現在の状況について説明をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 課長に答弁をさせます。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、平田議員御質問の、大刀洗町を被告とした所有権確認訴訟に関して、その概要と現状の状況について説明をさせていただきます。

まず、概要でございますが、平成16年前後に、国から町が権限委譲を受けた法定外道路におきまして、隣接所有者の方が隣接する部分の里道は全て隣接所有者の土地であると所有権を主張され、町と争ったものでございます。

この訴訟は、最高裁判所に町が上告するまでに至っており、最高裁判所において上告審として不受理となったため、福岡高等裁判所の判決が最終的なものとなっております。判決の内容は、大刀洗町を控訴人、土地所有者側を被控訴人として4つございまして、1つ目は、地方裁判所の判決を変更すること、2つ目は、被控訴人が係争の原因となった土地、里道の大半となりますが、この土地の所有権を所有する権利を有することを確認すること、3つ目が、被控訴人のその余の請求をいずれも棄却すること、4つ目が、起訴費用は、第一審、第二審を通じ、これを二分し、その一を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とすること。以上の4点でございました。

現在の状況といたしましては、最高裁判所において上告審が不受理となったことを受け、当時、選任しておりました弁護士と相談した結果、判決のとおり、分筆や登記が行われるときは町として拒否を行わないこととしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田議員。

○議員（6番 平田 利治） もう少し、ちょっとわかりやすく言いますと、昭和55年の国土調査において、今区のH家の土地15坪ですけれども、これは現在町有地になっておりますけれども、H家が自宅を新築するに当たって登記簿を取り寄せますと町有地になっていたと。

そもそも国土調査というのは、現況を反映させるものであって、所有権を移転するようなものではないわけでございます。で、大刀洗町を被告として所有権確認訴訟が提起されて、平成18年7月19日に判決がございました。原告勝訴でございますけれども、もう本件土地はH家のものである、返還せよという内容です。

これに不服の町が控訴して、控訴審が平成20年3月28日にあったわけで、これも原告勝訴。町はそれで上告をしているんですけれども、なぜ上告をしたのか。その点をちょっと確認したいんですけれども。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 当時の事績のほうを見てみますと、確かに所有者のH氏のほうに所有権があるということを確認されているのでございますが、町といたしましては、国土調査が適正に行われたものとして上告したものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田議員。

○議員（6番 平田 利治） そもそも、最高裁に上告するというのは、憲法違反が存在するかしないかでやるわけでございます。こういった事実誤認みたいなものまでも上告することはない。要するに、一審、二審、三審で弁護士を2人ほどつけて、さらに上告をしていると。弁護士費用だけでも多額の金になっているわけでございます。

いずれにしても負けた状態でございます、10年以上、2番目の小項目にあります、裁判で町が敗訴して10年以上も経過しておりますが、土地の現況はまだ町有地となっております。町が敗訴した時点で直ちに所有者に当該土地を返還すべきではなかったのかという質問でございます。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 判決が確定しました後に、その後の手続等が発生するものというふう
に町のほうとしても考えまして、当時選任していた弁護士と相談をしておりますが、その弁護士によりますと、係争地の所有権が、被控訴人であると確認をされましたが、分筆や所有権移転を町が行う法的な義務はないということございまして。法的な義務がなく、その他事業の目的等がないため説明がつかないと予算の支出は困難と考え、返還するための業務委託が行えていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田議員。

○議員（6番 平田 利治） 3番目の質問になりますけど、何で返還しないのかというのは、そういう理由ということによろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） そのとおりでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田議員。

○議員（6番 平田 利治） そもそも、弁護士の立場で町が振り回されている。弁護士の立場と町の立場というのは違うと思うんです。弁護士というのは、訴訟が続いてお金になりますから、営業ですから、そういうふうには、次の訴訟が出てくるまでということ町に指導したのではないと思うんですけど、町のほうは、やっぱり町民目線で考えなきゃいけないです。最高裁までいって、棄却されて、負けて、大恥をかいているわけです。町民のためには、やっぱりその時点で、いわゆる一審判決の段階で訴訟を終わらせて弁償、損害賠償とかそういった話をすべきだと思うんですけど、まず、弁護士の立場と町の立場とは違うという認識をしていच्छゃらない。そこら辺が、何回も無駄金が出ていったということになるわけでございます。

長い間、昭和55年からの不法行為に基づく土地が町に占有されていたということで、本来な

らば長期間の不法行為に基づく損害賠償請求までやってくるというところでございますけれども、これは判決の後にすぐ原告が死亡したんです。その訴訟をやっていた子供が——次男ですけれども、半年後にまた死んでいるんです。長女がまたその半年後に死んでいるということで、そういう、次の訴訟が本来ならば行われるところでございますけれども、そういう事情もあって長引いているのかもしれませんが、一審のそういった判決がおりたときに、町民に対して、町民目線で考えれば、町の人のためにやっぱり返還して損害賠償をすべきだったと思うんですけども、原告が死亡して、その後、手続が何もないということで、それをいいことにそのまま放置しておくんですか。町長、どうですか。

○議長（安丸眞一郎） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

もともと、この裁判は、私が就任したときにはもうずっとあっておりまして、就任した年の3月に——私は1月に就任しましたが、3月に最高裁のその判決が出ております。私は、就任したときにすぐ、裁判した当人とお会いしまして、とにかく、町が住民を相手に裁判するというのはどうかなと自分は思うと。だから、和解をしましょうという、そういう話にしておったんですけども、残念ながらお亡くなりになりました。そして、この裁判の結果は、先ほど担当課長が説明したとおりでありまして、別に町民をいじめようとかそういう気持ちは全くありませんで、その後も、以前の町会議員でありました山田町会議員にお願いして、いろいろと仲裁をお願いしたんですけども、なかなかうまく進まないで今に至っているわけでございます。

議長、ちょっと当人に言います。質問している当人に尋ねたいことがあります。いいですか。

○議長（安丸眞一郎） 質問内容にする反問権ということですか。

○町長（安丸 国勝） そうです。こういうとっくに終わったようなやつを今この場で質問などせずに、何で担当のところに聞きにいかないんですか、あんたは。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） あんたはじゃないです。

○町長（安丸 国勝） あんたたい。

○議員（6番 平田 利治） あんたじゃない。訂正しなさい。訂正。議長、訂正。

○議長（安丸眞一郎） 町長、表現の、あんたという表現を訂正を求めます。

○町長（安丸 国勝） 訂正しましょう。平田議員。

○議長（安丸眞一郎） ということで、平田議員。

○議員（6番 平田 利治） 私が、この事件の案件でどうのこうのじゃなくて、裁判に負けているけれども、なぜ解決できていないのかというところが質問しているわけです。だから、何年たって。本来なら町が率先して、その相続人を探してやっていくべきでしょう。亡くなっていると

というのがわかっているんですから。それをしないで放置しているというのはあなたの責任ですよ。

○議長（安丸眞一郎） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほども言いましたように、私がほうっているんじゃなくて、ほったらかしているのじゃなくて、いろいろ努力をしたけどうまくいかなかったということです。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 努力が見られないから質問を出しているわけです。わかりますか。

○町長（安丸 国勝） そりゃもうあんたの勝手たい。

○議長（安丸眞一郎） 町長、発言控えて。平田議員、どうぞ。

○議員（6番 平田 利治） ちゃんと発言許可をとって発言してください。

○議長（安丸眞一郎） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それは、あなたの判断でそういうふうに言っているんでしょうけど、こちらとしてはいいかげんにしたわけではなくて、ちゃんと努力はしておりましたからそういうふうには言ってほしくない。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田議員。

○議員（6番 平田 利治） どんな努力をしたんですか。具体的に言うてください。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 平田氏のほうから、和解とかいう話もございましたので、町のほうとしても、弁護士と相談をしてやっております。ただ、弁護士事務所のほうで協議した結果、決裂したというふうな経緯もございまして、解決に至っていない状況でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 今後どうするつもりですか。これについて。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 先ほども申しましたとおり、町のほうに文筆や所有権移転登記をするというふうな法的義務がございませんので、相手方からの申し出のほうを待っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 相手は弱者でございますので、やっぱり町主導で本来は善意を見せるというべきだろうと思いますけれども。それで、損害賠償も含めて今後話し合っていくことになるんでしょうけれども、官というのは民を助けるもので、官が民を苦しめていいのかというところで町長の考えを聞かせていただきたい。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 官が民を苦しめるとか、そういう気持ちは全くありません。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 現実、苦しめているわけですので、早急に解決してもらいたいと思います。

ただ、もう一点追加したいのは、このような案件がほかにあるんじゃないですか。

○議長（安丸眞一郎） 今の追加というのはどういうことですか。通告外ですか。

○議員（6番 平田 利治） 通告というか、それに付随した内容ですけれども。

○議長（安丸眞一郎） 関連してこういう問題があるかどうかという確認ですか。それはどうですか。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 探せばあるかと思いますが、現時点ではちょっと把握していない状況でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 聞くところによると、高樋にある土地もこの事件と同じような案件があったように聞いております。これは、町が直ちに修正したと、これも聞いております。片方は町が主導して修正する、片方は最高裁まで持っていく。これは不公平であると思うわけですので、今後そのようなことがないように、しっかりと町民に寄り添って行政をやっていただきたいと思うのであります。

では、2番目の大項目に移ります。西部工業団地の北側の農地についてでございますけれども、1番目の問題は、西部工業団地北側の農地は1万5,000坪に30人以上の地権者がおります。20年の歳月をかけてようやく企業への売却が決まったようです。これの転用状況について、現況について説明をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 担当課長に答弁をさせます。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、平田議員の御質問の西部工業団地北側の農地の転用申請について答弁いたします。

現在、現地に対する農地転用の申請はあっておりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） あっていないというのはどういうことですか。申請はしているんじゃないですか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、お答えいたします。

現地は、2点目の質問にも出てきますけれども、農業振興地域の農用地区域でございます。ですので、転用申請をするには農振といいますけれども、農振の除外が必要になってきます。ですので、除外がなされていませんので、転用の申請は当然出ていないということになります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） お配りした写真、議長の許可を得て配った写真でございますけど、非常に雑木林でございます。農業振興地域の整備に関する法律というのが、以下「農振法」といいますけれども、写真を見てもらえばわかるとおり、雑木林になっているわけでございます。これが農振指定の除外するかしないかというのは、町で受理して県に出すということになるはずなんですけれども、申請が全くないという回答でございますけれども、相談には来ているはずですが、その点はどうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 質問にお答えいたします。

確かに、この地を開発したいので農振を除外の上転用したいという御相談はあっておりますが、具体的なものについてはまだでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 窓口で門前払いを受けているような話も聞いておりますけれども、問題は2つあるわけでございますので。その前に、町は申請があった土地の現況を見ましたか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 御質問にお答えいたします。

この質問の通告を受けた後に、私がじかに現地を確認しています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） とても農振法で指定するような農振地域ではないと思うんです。雑木林があって、だんだん段差が、もう2メートル以上ある。そこへトラクターとかコンバインが入っていかうものならひっくり返ってしまうと。非常に難しい土地なんです。

農振除外というのは、県の権限なんです。だから、本来ならば農業委員会で受けて県のほうへ進達するというのが手続だと思うんですけれども、門前払いになっているわけでございます。

あと、2つ目は、時代は変わってきて、日本人の食文化も変わりつつあるわけございまして、

米の消費も落ち込んでいるわけです。労働人口も減少している中で、農地法でいけば、1種、2種、3種農地とありますけれども、とても1種農地には見えない、2種農地でもない。3種農地。要は、非効率な圃場整備もしていない田んぼは3種農地なんです。そこに農振がかかっているというのは、ちょっとどう考えてもおかしいように思うんですけども、この3種農地に、非効率な田畑に農振をかけているということについて、何か疑問は持たないですか、町のほうは。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 質問にお答えいたします。

農地法上の1種、2種、3種農地というものと、農業振興地域整備計画における農用地区域というのはまた別でございまして、まず、1種農地というのも、10ヘクタール以上の広がりのある農地というものですから、広がりがあればその中の何筆かが、例えば3種農地と見えるような荒れた農地であっても、全体として1種農地という考え方でございます。その上で農振をかけているわけですから、その一部分を取り上げて、ここは3種農地だから農振がかかっているのはおかしいという話にはならないという認識でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） どうも間違っています、その考えは。農地法上は、農地法というのは昭和22年にできたんですけども、当時は食料難で、物資もないというときに、農地を勝手に売られたらいかんから農地法で規制をして、勝手に転用させない、売らせないという規制がかかったんです。

農業だけでは食べていけないということで、昭和40年代から少しずつ、徐々に徐々に解除してきたわけです。例えば、インターチェンジから300メートル、駅から300メートル、工業施設から公共施設、2以上ある公共施設から500メートル、これについては開発いいですよということを徐々に徐々に、昔は農林の事務次官通達でありましたけれども、今は施行規則になっております。だから、そういう規模で見るとじゃなくて、3種農地の定義というのがあるわけです。非効率な田畑、三角形だ、台形で段差があって、とても農業は難しいというようなところについては、もう3種農地、1種農地というのは圃場整備をして非常に集団化された優良農地が1種農地なんです。2種農地というのは、1種農地、3種農地に属しないのが2種農地になっているわけです。農地法上は、3種農地から転用しましょうと書いてあるわけ。3種農地がなくなったら2種農地を転用していこうとしているわけでございます。大刀洗町はまだ3種農地に農振がかかっているものですから、全く開発ができない。道路周辺も農振がかかっていますので全く企業が来れないというような現況があるわけでございます。

本件の土地は、売り主32名、これは全員が売却の意向であるということと、買い主は2から

3社、買う意思があるということでございます。県の担当者も現地は知っているという状況があるわけでございます。1万5,000坪の土地のうち7割が耕作放棄地になっているわけです。一部農業法人が耕作しておりますけれども、80歳と高齢になって、次の耕作をする人がもういないということで、私も現場を見にいきましたけれども、非常に段差がひどくて、トラクターの大型機械というのはなかなか入るのが難しいという状況なんです。こういうところに——農振法というのは、この田んぼは未来永劫田んぼで使いますという法律なんです。だから、こういう雑木林が、登記簿上はもう雑種地です。そういうのが農振がかかったままというのが、町長どうですか、この辺。

○議長（安丸眞一郎） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 農振指定地域の見直しについては、概ね5年に1度実施するという事になっておりまして、それを、何か、こういう土地があるからといって、すぐそういうのを無視してやるというわけにはいきませんので、今考えているのは、平成29年3月議会の一般質問のときにもお答えしましたがけれども、北部地区の圃場整備事業終了後に検討するというふうに答弁しておりますから、そのつもりであります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 北部圃場整備は、もうこれは別ものでございまして、3番目の問題になりますけれども、農振法でいう農振地域というのは5年に1回、町が見直すことになっておりますけど、見直しはしているんですか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、お答えいたします。

農業振興地域整備計画の全体見直しについてですけれども、これは、先ほど言われたように、概ね5年に一度実施するという事で、その前提となる基礎調査の結果を踏まえて、必要に応じて実施するという事になっております。本町においては、基礎調査を実施しておらず、全体見直しについても現在まで実施をしておりません。

なお、町長答弁の繰り返しになりますけれども、平成29年3月議会の一般質問において、北部地区の圃場整備事業終了後に検討する予定と答弁をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 農地法上は、1種、2種、3種農地とありますけれども、そういう色分けはされていますか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） お答えいたします。

色分けをされているかというふうにお尋ねされましたが、それについては、事前にするものではなく、例えば転用の申請があった場合に状況、条件を鑑みて、ここは3種農地であると判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 本件土地も、こういった雑木林については、とてもじゃないですけど農振がかかるような土地じゃないということで、3種農地で転用許可ができるという判断をされたらいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） お答えいたします。

現地は、先ほど申し上げたとおり、10ヘクタール以上の広がりのある1種農地でございますから、3種農地であるという判断にはなりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） とてもあれが1種農地とはもう思えないんですけど。32人の地権者がいるわけでございまして、これが農振の除外ができないということになって門前払いを食らわされているということになりますと、地権者も不利益を被ってしまうんです。早急に見直しをしなければいけないと思うのでありますけれども。

4番目の問題で、国道322号線の西本郷の信号機西側は広い農地でありましたけれども、今は分譲住宅になっております。この農地法は農振法で言う農振指定地域であったはずです。なぜ転用申請が許可になったのか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、お答えいたします。

現地は農用地区域の縁辺部——これは端っこという意味ですけれども——でありまして、宅地や農用地指定以外の農地、これは白地農地と一般的にいいますが、そういったものに接していたなど、除外の要件を満たしておりました。またさらに、除外後の転用計画、これも農地転用の要件を満たしていたため、県の転用許可がおりたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） その基準となる、こっちはいいけどあつちはだめというような、基準となるそういう——転用基準というの、明確に町は持っているんですか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） お答えいたします。

例えば、農振の除外に関しては、判断の基準となる5つの要件というのがございます。また、除外後にその農地が1種農地であるか、2種農地であるか、3種農地であるかによって、それによっても条件がございますから、その条件に則して判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 西本郷のその土地はどういう理由で許可されたのか、もう一度お願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） お答えいたします。

まず、除外の要件としましては、先ほども申し上げたとおり、縁辺部、端っこのほうであったこと。これは長辺が青地農地、その農用地区のことですけれども、農用地以外の土地に接しているかどうかで判断をされます。また、除外後は1種農地という判断でございましたが、1種農地の転用の例外に当たりましたので転用の許可が出ているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） その例外とは何ですか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） この場で全て申し上げることはできませんが、例えば、転用の計画が建て売り住宅であったということでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 何かちょっと違うんです。まず、許可したのは、2以上ある公共施設から500メートルという基準があるんです。そこの以内だったら外していいですよというのがあるんです、農地法上は。そこにちょっと引っかかった、角っこが引っかかった。それで許可したというふうに聞いておるんですが、その点はどうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 先ほど説明しましたとおり、端っこのほう、縁辺部であるとは言え、つながりをもって10ヘクタール以上の農地の一部でありますから、1種農地であったろうと考えます。その1種農地の転用の例外に沿って判断をしているものと思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） あの土地はまさに1種農地です。圃場整備をして、それで集団化された農地でございますので1種農地。1種農地を分譲住宅するから許可しましたというんじや、私も人に頼まれて、駅から300メートル以内の土地、これの除外申請を出した、協力したのがあるんですけども、門前払いでございます。ある地権者の頼みは聞くけれども、そういった一般的なやつはしないというふうな取り扱いをされているんですか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） そういった恣意的な取り扱いは一切しておらんとところでございます。以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 私どもにしてみればそういうふうに見ざるを得ないという状況があるわけでございます。農振指定地域の見直し、5番目に入りますが、企業誘致、これについて町長はどうお考えですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほども答弁したとおりですけども、実は、このあなたが配ったこの写真がありますけれども、高樋の西部地区というのは、私が就任したときに、20年くらい開発がストップしておりまして、ここは何とかしたいということで、どうにか開発にこぎつけましたが、農地を転用するというのはなかなか難しく、そして簡単にいかない、時間がかかる。そういうことですから、私は農地を無理やりに潰して企業誘致をするというのには余り賛成したくないと、そんなふうな思いはあります。

そして、実は、前述は、今、菊池校区あたりにある昔農村工業導入法で誘致した企業がかなりありますけれども、その辺の企業は、実は人材不足なんです。人手が足りない、そういう状況なんです。それで、どういう企業を誘致するかというのが非常に大事だろうと思うんです。やっぱり何か運送業というのがどこかちょっとあれですけども、そういう関係ばかりではなかなか難しいのではないかなという、そんな気がしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） その点はちょっときょう町長と意見が合いましたけれども、運送業は夜間人口がないわけでございますので、工場なんか来れば働きに出る人たちもいるわけでございますので、そういう点では工場の誘致を進めていければと思うんですけども。

私どもにも話は来るんですよ。町に工場をつくりたいと、木のチップ工場、北部九州豪雨の後に木のチップ工場をつくりたいと。道路際ですけども、奥のほうも欲しいというと、そこが農

振地域だったんです。企業がもう手を引きましたけど。そういうことで話は来ているんで、そういう受け皿的な、町が開発するということは要らないんです。そういった企業が来る環境を整備するというのは町でできるはずなんです。そこはもうしっかり産業課長あたりが農地法をしっかりと勉強して、やっていただくということになろうかと思うんですけれども。

言っておきますけれども、駅から300メートル、本郷駅の場合というのは農振地域です。全く開発ができない。農地法施行規則の例外規定が駅から300メートルのところ、ガス管、上下水道管のうち2管が埋設された4メートル道路に隣接する田については3種農地ですよと言っているわけです。要するに、そういうところは開発しやすい環境を法律でつくってあるんです。そこら辺をもう少し勉強して、2以上ある公共施設、これは保育園は入りません。幼稚園とか学校、郵便局、そこから500メートルについては開発していいですよというふうになっているわけでございますので、このままでは、小郡でも、もう土地がない。そうすると、住宅を求めて大刀洗のほうへ来ている。今、本郷校区だけで70戸の新築住宅ができる予定です。そういう点では、人口はどんどん増えていくというところで、まだまだ増える環境はあるわけでございますので、そういう非効率な田については農振を外して、そういう開発ができるように環境を整えるということが大事だと思うんです。

田んぼで、ちょっとしつこいようですけども、昔は1反で300万から400万で取引されていたんです。昔の農家というのは、もうわずかな金を少しずつ貯めてやっと300万、400万で買って、自分が80を過ぎて後継者もない中で、子供たちはもう帰ってこない。早く田んぼを処分してくれと。売ろうとすると、今1反50万ぐらいなんです。それを売れるんだったらば、そういう売れる田があるんだったらそこは環境は外して、そういった農振地域を外してやって、そういう人たちが買った値段で売れるように、やっぱり町としてはそこをやるべきかなと思うんです。

そういうことで、1種農地は別として、3種農地の取り扱いについてちょっともう少し勉強してほしいなと思います。

農家というのは、政府の言うことをずっと聞いてきたんです。米は作れ作れと、作り過ぎたら今度は減反せえ減反せえということで、ずっと国の政府に従って農業施策をやってきたわけでございますけれども、いかんせん、後継者がいないような現状で、もう耕作放棄地、今認定農業者が100人ぐらいおりますけれども、半分ぐらいは後継者がいないんです。それを今後、農政をどうするかというところもあわせて考えていかなきゃいけないと思うんです。

人口というのは、間違いなく減っていくわけでございます。米の消費も減っていくんです。そうすると、1種農地をしっかりと守りながら、他の3種農地は開発のほうへ回すとかいうことを考えていかなきゃいけないと思いますので、しっかりそこは勉強していただきたいと思います。

3番目の問題に移ります。水害時の罹災証明についてでございますけれども、1番目、令和元年7月21日発生した大雨による床下浸水と床上浸水の件数についてお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、お答えいたします。

7月21日の水害による家屋被害については、床上浸水が8件、床下浸水が31件となっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 続いて、消石灰を配布しておりますけれども、被災後何日目ぐらいから配られたですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 平田議員の2点目の、消石灰の配布について答弁いたします。今回の21日の水害では、以前からの災害に比べ家屋の浸水被害が多かったことで、7月25日から浸水被害を受けた希望者に対しまして消石灰等の配布を開始いたしました。

なお、最終的に12名の被災者に対しまして消石灰を14袋、消毒液を6本配布しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 3番目の罹災証明書発行に際して、被災者から300円を徴収しておりますけれども、これ免除できなかつたんですか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） では、答弁いたします。

7月21日の水害に関して、罹災証明等の申請件数は11件っております。罹災証明の発行につきましては、大刀洗町手数料条例に基づき、罹災証明手数料として300円を徴収しております。

今回の手数料の減免につきましては、手数料条例の中に設けておりますが、今回の申請においては、その減免要件に該当する項目がなかったため、減免には至っておりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田利治議員。

○議員（6番 平田 利治） 私も本郷小学校前の信号機の近辺の人たちの床下浸水したところの罹災証明の手続をしたんです。300円徴収されるの、何で300円というのが、手数料で、条例でそういうふうになっています。免除規定にはないというんですけども、床上浸水であれば保険がきくわけです。そのための申請であれば罹災証明300円取っていいと思うんですけど

ども、床下浸水というのは何もないわけです。だから、そういうところを逆に町が率先して助けやると、これが町民に寄り添うということじゃないかと思うんです。私も当日、朝6時半には本郷小学校前の信号機にいました。長靴を履いていましたけれども、膝上まで来たもんですから長靴は意味をなさなかったんですけど。だから、もうその辺の近辺の家、床下は、もうどんどん流れているという状態ですよ。

町の人ってどこにいるんだと探したけど誰もいなかったです。そういうのはやはり真っ先に駆けつけて町民に寄り添うということをやってもらえれば一番いいと思うんですけども、そういうことはされなかった。

当日が選挙だったんです。ふれあいセンター、真っ先に水没しているんです。そこは指定避難所なんです。あり得ないです。指定避難所が真っ先が水没するような、そういうところを指定避難所をしているというのも、今回罹災証明の質問でございますけれども、そういう町に寄り添うということが一番を考えていただいて、今後の町政を頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、平田利治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、3番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。平田議員。

3番 平田 康雄議員 質問事項

1. 南部コミュニティセンター駐車場などの整備について
2. 農業の振興について

○議員（3番 平田 康雄） おはようございます。議席番号3番、平田康雄でございます。

私は、南部コミュニティセンター駐車場などの整備及び農業の振興の2点について質問をいたします。

まず最初に、南部コミュニティセンター駐車場などの整備について質問します。

以前、校区内の方から、南部コミュニティセンターの駐車場について指摘がありました。指摘の内容ですけれども、夜の7時からの会議に出席するため南部コミュニティセンターに行き、車をバックしていたところ、植木にぶつかって、バンパーがへこんだとのことでした。そこで、駐車場に車止めを設置するよう要請したけれども、いまだに設置されていない。駐車しようとして車をぶつけたのは何人もいるということでした。事故が再発しないように、早目に車止めを設置すべきじゃないかというのが指摘の内容でした。

バックミラーで見ると一見車止めがあるように見えるけれども、実際には車止めはなく、花壇の枠がいかにも車止めがあるように見えるということでもございました。そこで、私も現地に行きまして確認しましたがけれども、確かに駐車場には車止めはなく、彼が言うように、夜だと花壇の

枠が車止めのように見えるようです。

南部コミュニティセンターの会議は夜に行われることが多いわけですがけれども、駐車場の幅が狭いこともあって、車を止めるのが難しいようでございます。特に最近の車は大型化しておりますので、なおさら難しいのかなと思われま。

質問に先立ち、私は大刀洗校区内の3つの駐車場の整備状況を調査いたしましたけれども、全て、大刀洗校区以外は立派に整備されております。何で南部コミュニティセンターの駐車場が整備されていないのかとちょっと疑問に感じたところでございます。

そういうことで、駐車場の北側に花壇がありますけれども、十分に活用されていませんので、この際、駐車場として一体的に整備したらいいのかなとか、駐輪場が非常に古くなっていますので、こういったのを合わせて改修したらどうだろうかといったふうなことを考えた次第でございます。

そういうことから、駐車場の整備をされる場合は、やはりただ単に車止めを設置するという、それとかまた幅を広げるというだけでなく、傷んでいる駐車場の入り口とかそういうところ、それから駐輪場、そういうところも整備するとか、全体的な整備が必要かなと思ったところでございます。

そこで、次の3点について町長に質問いたします。

1点目は、校区センター駐車場に関する町の考え方はどうかという点です。

2点目は、南部コミュニティセンター駐車場の整備はできないか。

3点目が、駐輪場の移転・新築はできないか。

以上であります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 担当課長に答弁させます。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

南部コミュニティセンター駐車場の件に関してでございます。

まず、1点目の校区センター駐車場の整備に関する町の考え方についてということで答弁させていただきます。

校区センターの駐車場に関しましては、必要に応じ適宜整備を行っているところでございます。具体的に言いますと、大堰交流センターですと、平成30年度に駐車場の白線の改修を行っておりますところでございます。ふれあいセンターに関しましては、平成30年から令和元年度にかけて駐車場のフェンスの改修を行っているところでございます。就業改善センターにつきましては、平成28年度に駐車場の全面改修を行っております、議員御指摘の南部コミュニティセン

ターにつきましては、スカイラークの駐車を平成30年4月に23台分新設をしておるところでございます。

南部コミュニティセンター前につきましては、現在改修等を行っていないというのが現状でございます。

続きまして、2点目の南部コミュニティセンターの駐車の整備はということでございますが、南部コミュニティセンター前の駐車の整備につきましては、通常の利用等に特段の危険性や支障がないことから、現在のところ計画にはございませんで、現状としましては、駐車のライン等も鮮明でございます、特に急を要する状態ではないと判断しておりますが、先ほど来の議員御指摘のとおり、車止め等がなくて若干劣化しているところ等もございますので、いま一度センターを通して現状把握を行った後に検討していきたいと考えております。

最後に、3点目の駐輪場の移転・移設、また花壇等についてでございます。

駐輪場につきましては、昭和54年度南部コミュニティセンター新設時に設置されたもので、40年ほど経過しております。こちらに関しましても、特に老朽化して危険であるなどといった緊急性を要する報告は受けておりません。この件に関しましては、老朽化等による危険性を調査し、必要であればまずは改修を検討したいというふうに考えております。

以上で、平田康雄議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。平田議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問します。

まず、校区センター駐車の整備に関する町の考えについてでございますけれども、先ほど、整備が必要になったところから順次整備するというような趣旨の説明がございましたが、整備が必要かどうかは誰がどのようにして判断されるでしょうか。何か基準とかあるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

判断基準ということでございます。まず、手順としましては、月に1回、校区センター長の皆様にお集まりいただいて会議を行って、そこでいろいろな緊急を要する補修箇所などを報告してもらっているところでございます。また、校区センター長会議は各コミュニティセンターを回って、現場でやることがございますので、そのときに施設の改修等などの現場を調査させてもらっているところでございます。

また、予算編成前、ちょうど11月、今ごろでございますが、再度修繕等の必要性をセンターから上げていただいて、現地調査を行った後に、財政と協議しまして、必要に応じて改修を行っている、こういう手続になっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 各校区センターの会議の中でそういったものが出てくれば検討するということでしょうけれども、南部コミュニティセンターの駐車場に仮に、今車止めがないので、そこに車止めを作るとなると、ちょっと幅が狭いんです。それで、そこで提案ですけれども、仮にそういう話が出て整備するというようになった場合、駐車場の北側に花壇があります。これも十分に活用されていませんので、駐車場として一体的に活用したらいいのかなと私は思っていたんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

花壇等を含む駐車場の全面改修の件でございます。

センターの前の駐車場につきましては、全面改修となりますと一応見積もりも検討してみたのですが、多額の費用をやはり要しますことから、議員がおっしゃられた花壇等については今後また改修のときに参考にさせていただきたいと、こういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 参考にするだけではなく、ぜひ駐車場で活用する方向で検討していただきたいと思います。

それと、駐車場の入り口であります。ここもかなり傷んでおります。駐車場の整備にそういうところも合わせて改修すべきじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の質問にお答えいたします。

駐車場入り口部分の破損といいますか入り口の部分についてでございます。入り口の部分に大きな穴が、直径30センチぐらいの穴が2カ所あいております。現在、センターのほうで真砂土を入れて固めてもらっている状況でございます。現場のほう、確認に行きましたけれども、現在のところその応急処置で大きな問題等はなく行われておりますけれども、今後また水が入るようなことがあればまたそこは穴があくのかなというふうを考えております。こちらにつきましても、どういった改修方法があるのかという選択肢を建設課等と協議しながら進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） やっぱり穴が、私が見にいったときは、穴がもう塞がれて、でこぼこしとったけれどもそういった穴は見えませんでしたけれども、事故がある前にぜひ改修をお願い

いしたいと思います。

それと、駐車場についても一つ気になることがあるんです。今年7月の豪雨で駐車場に水があふれて、当時参議院議員の選挙がありましたけど、もう選挙ができなくて帰られた方が結構ありました。この件につきましては、当時、そのとき地域振興課長も調査に来られていましたから状況というのは十分わかっていると思いますけれども、今後も同じような事態が生じるということが考えられますので、豪雨の場合でも水があふれないように、駐車場を少しかさ上げするなり、歩道かなんか設けるとか、そういったことをすべきじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田康雄議員の御質問にお答えいたします。

先般の豪雨災害のときにつきましては、確かにもう膝上ぐらいまで水が入っておりまして、選挙には大変支障を来しておりました。

こちらの豪雨浸水のかさ上げに関しましてでございますけれども、先ほどの駐車場改修と答弁がかぶりますけれども、かさ上げとなりますとまたその分費用もかさ上げになりますもので、その辺も十分検討して調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 最後になりますけれども、駐輪場、かなり、40年ぐらい経ったということですが、非常に古くなっております。それで、南部コミュニティセンターのところはもう車が通り抜けできるようになっておりましたけれども、昨年、学童庁舎ができて、現在は通り抜けできないようになっておりますから、その辺からすればコミュニティセンターの北側にかなり空き地が出ておりますので、ここに駐輪場を移転新築すれば、今の駐輪場のところが駐車場として活用できるということになりますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 御質問にお答えいたします。

駐輪場につきましては、先ほども申しあげましたように、築40年余りと、老朽化が懸念されるところでございますが、現場のほう、特に大きく損傷しているような老朽化箇所などはなく、センターのほうでもさびどめなど施していただいている状況でございます。

また、駐輪場としましても、いろんなものを置いていただいたり、きちんと片づいた状況で運用していただいているなというふうに感じておりますので、緊急を要する改修箇所であるということは認識しておりませんが、先ほども申しあげましたように、改修等の必要性を今後調査していきまして、必要に応じて何らかの改修等が生じた場合は早急に対応したいというふうな考え

ております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほどから申しましたように、校区センターの駐車場が順次整備されてきたと。かなり立派な駐車場になっておりますけれども、そういうことなんで、私はてっきり駐車場の整備計画というのがきちっとあって、年度計画というのがあって、それに基づいて整備されてきたのかなというふうに考えていたわけでありませう。

大刀洗校区でも、先ほど説明がありましたように、定住促進住宅の南側に立派な駐車場を整備していただきましたので、これで大刀洗校区の駐車場整備は終わりなのかなと。それにしても、南部コミュニティーの前の駐車場が非常に古くて危ない面もありますから、どうかしなきゃいかんのかなというふうに思ったわけでございます。

今回の、住民から指摘がありましたように、ちょっと狭い上に車止めがなくて冠水もするというところがございますので、また駐輪場もそうですが、入り口もかなり傷んでおりますから、ぜひ早急に全体で改修をしていただきたいと思います。

これで、1点目の質問を終わります。

次に2点目、農業振興について質問いたします。

町予算に占める農業予算の割合が5%を切ったことから、私はこの6月議会で今後の農業振興策及び町独自の補助金の検討について質問をいたしました。町の振興策は、国や県の補助事業を活用し、経営規模の拡大や作業の効率化を図るということでございました。

また、園芸農業の振興策としては、大刀洗町園芸施設等整備事業の補助上限額や補助対象範囲の拡充などを検討するとのことでしたし、新規就農者の育成につきましても、この事業をさらに拡充し、補助上限額のアップとか補助条件のさらなる緩和を検討するというところもございましたけれども、検討結果はどうなったんでしょうか。

次に、土地利用型農業の振興についてでございますけれども、今年の米は天荒が不順だったことに加え、台風、それからトビイロウンカの被害などもあり、近年まれなる不作でした。大豆の収量もかなり少なかったんじゃないかと思われませう。

このような状況の中で、これまで大豆の振興を図るために実施されてきた土地利用型緊急対策事業が今年度で終了するとのことでございますけれども、その後の対策はどうされるのでしょうか。

国・県の事業に頼るだけでなく、やはり町独自の新たな施策が必要ではないでしょうか。

一方、農業災害については、9月議会で質問しました。災害復旧に係る補助率は、農地の復旧が90%、農業ハウスの復旧が80%とのことでした。農業機械については50%補助なので、

町費の上乗せを検討したいというふうな回答がありました。

1月20日の西日本新聞の報道によりますと、お隣の久留米市では、前回と同じく市費を30%上乗せし、80%補助するというふうな方針であるそうでございます。町費の上乗せをすれば、当然町費の負担が増えるとするわけでございますけれども、当町においてもやっぱり久留米市と同じように、30%の上乗せができないかなと思っております。

そこで、町長にその4点について質問します。

1点目は、園芸農業の振興に係る事業の検討状況はどうか。

2点目は、新規就農者の育成に係る事業の検討状況はどうか。

3点目は、土地利用型農業に係る町独自の振興策はあるのか。

4点目ですけれども、被災した農業機械に対する町独自の上乗せ補助はどうなったのか。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。担当課。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、平田議員の質問の農業に対する町単独事業の検討状況や災害に伴う農業機械への上乗せ補助について答弁をいたします。

まず、1点目の園芸農業の振興に係る事業の検討状況は、についてでございますが、先ほど平田議員が御質問の中で触れられた、町単独で行っている大刀洗町園芸施設整備事業補助金については、平成24年度から実施をしております、これは、国・県の補助事業の対象とならない農業者にも活用していただくことができ、事業費の2割、上限額を園芸用機械は40万円、ハウスは50万円として補助をするものです。

この町単独事業について、補助率のアップや補助対象の拡大など、拡充の方向で検討しておると前回の答弁でしておりましたけれども、引き続き検討しておりますところでございます。詳細の内容についてはまだしっかりと検討ができておりませんので、今後しっかりと検討していきたいと考えています。

次に、2点目の新規農業者の育成に係る事業の検討状況は、についてですが、先ほど説明しました町単独の補助事業の中で、新規就農者の農業用機械等の購入に対する補助を検討しております。これは、国の補助金である農業次世代人材育成資金の対象にならない方にも活用していただくことができるものにする予定です。

次に、3点目の土地利用型農業に係る町独自の振興策は、についてですが、これまで園芸用機械のみを対象としていた町単独の補助事業を、土地利用型農業機械にも対象とすることを検討しております。

最後に、4点目の被災した農業用機械に対する町独自の上乗せ補助は、についてですが、農業用機械の復旧や災害回避のための浸水防止壁の設置に対して20%、営農再開のための資材購入

費に対して5%の上乗せ補助を実施する予定であり、12月補正予算を計上しております。昨年
に続き2年連続の被災となりましたので、機械復旧と災害回避については昨年度の10%上乗せ
から20%上乗せに増額をしているところです。

以上で、平田議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 再質問はありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問をします。

まず、園芸農業の振興に係る事業について質問いたします。

施設園芸等整備事業の補助率の引き上げでは、補助対象の範囲を拡充するというふうなことで
ございますけれども、そういうことで一歩前進ということですが、全体事業費はどれぐら
いになるかというのが一番気にかかるところでございますけれども、現在の予算規模は200万
円ということですが、事業費はどの程度拡充される予定でしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 質問にお答えいたします。

現在の事業費が200万円でございますが、検討、拡大・拡充の方向で検討をしておりますの
で、事業費についても増額をしたいとは考えておるところでございますが、詳細については、新
年度の予算ということになりますので、これから検討していくことになろうと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 園芸農業をしっかりとやっていこうということですが、200万
円というのは、国・県の事業がありますけれども、ちょっと無理があるんで、やはり増額のほうで
検討するということですが、しっかりと検討していただきたいと思います。

新規就農者育成に関する質問ですが、大刀洗町園芸農業都市振興事業に、新規就農者で
も農業機械の補助をできるようにするというので、これは非常にいいことだと思いますけれど
も、この前の回答では、毎年新規就農者の相談が5件ぐらいありますよと。大体1、2名の方が
就農されるということでしたけれども、この新規就農者の育成に係る機械の枠です。それはどの
くらい考えておられますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、御質問にお答えいたします。

具体的にはどれぐらいというのはまだ決め切っておりません。ただ、現在新規就農者を対象と
した町単独の事業費で30万円というのがございますから、少なくともこれは活用したいという
ふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 新規就農者が2名ぐらい、1人か2人ですけど、30万といたら基本でしょうけれども、機械を買うとなるとかなり高いんで、しっかりと、新規就農者がすぐに就農できるように、かなり増やしてもらわんとできないかなというふうに思っておりますけれども。

それからもう一つ、1人当たりの補助の上限です。40万、50万というのを先ほど言われましたけれども、これも、これがどれくらいになるかも重要です。それから施設園芸を新規で始めるために、例えば農業ハウスを設置をするとかなりな費用がかかりますけれども、この40万とか50万の枠、これはどれくらいまで広げようとしているんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 質問にお答えいたします。

上限額についても、どれくらい上げるのかというのはちょっとまだ決め切っておりません。まだ検討中でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） いろんなことを含め、しっかり検討中ということでございますけれども、全く初めての方が農業を始める場合、これはわかりますけれども、農業後継者の場合はどうなるんでしょうか。例えば、親が米・麦・大豆を作付している場合に、後継者が施設園芸を始めるという場合もあると思うんですけれども、この場合も新規就農者と同じ扱いになるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、質問にお答えいたします。

実は、新規就農者を何をもって新規就農者と判断するのかというところに一番頭を悩ましております。今、平田議員がおっしゃったようなケースも多々あるかと思っておりますので、そちらについても、繰り返しになりますけれども、詳細は検討中でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） これは全国的な傾向でございますけれども、本町においても、今後大幅に農業者が減少していくということは考えられます。具体的な内容はまだ決まっていないようなんですけれども、若い農業者の育成確保というのは非常に大切だと思います。そういう観点からも、しっかりと検討してください。

次に、土地利用型農業の振興について質問します。

これまで町は大豆の振興を図るために大刀洗町土地利用型緊急対策事業を実施されてきましたが、この事業は本年度で終了するというふうに聞いております。事業が終了したら土地利用型農業の振興は終わりというんじゃないくて、やはり継続的に振興する必要があると思っています。先ほど、施設園芸等整備の中で、土地利用型農業に係る機械、こういったのも導入できるようにしたいということでしたけれども、具体的にはどういう機械を想定しておられますか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 質問にお答えいたします。

土地利用型農業にも活用できる機械としては、まず、今現在要望が多いんですが、補助対象とできていないトラクター等を考えています。これは、汎用性が高いために、土地利用型農業にも使われてしまう可能性があるということで、現在のところ対象にしておりません。そういったものも対象にしていければと思っています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） トラクターとなると何百万もして、非常に高額なので、施設園芸施設事業の中で実施するというにはやはり予算的にかなり無理があると思われま。30年度の決算書を見ますと、大豆の振興を図るための事業である土地利用型緊急対策事業、これが630万円の実績となっております。この事業は土壌改良剤を散布するための事業ですけれども、本年度で終了するというふうに聞いておりますが、この予算を活用することはできないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 質問にお答えいたします。

土地利用型農業に対する補助、現在は大豆の作付に対して土壌改良剤材を散布した場合に補助金を交付しております。こちらについては、代替のものとして麦策に対する稲わらのすき込みを行った場合に補助をしてはどうかといったことを検討はして見ましたが、最終的にちょっと断念をしております。

機械の保守のほうにこの事業費をとということですが、あくまで担当課の考えとしては、この600数10万円の一部を活用することができればと考えておりますが、それはこれからの要検討だと思っています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 全体予算が200万と。その中でいろんなことを、園芸農業振興も図る、事業等も図る、後継者育成を図ると、非常に無理があるんで、630万の一部を振り向け

るということですが、600万ぐらい振り向けたらかなり積極的にできるかなと思いますので、しっかりその辺は財政当局もよろしく願いたいと思います。

次に、災害について質問いたします。

農業用機械の被害に対しまして、町費の上乗せが20%以内ということですが、昨年より10ポイント増額される。この点は非常に評価したいと思います。先ほど申しましたけれども、久留米市では、前回と同じく——前回もそうでしたけれども、今回も30%上乗せをして80%の補助する方針だというふうなことが新聞で大々的に報道されました。町費を上乗せすれば、その分、多額の費用がかかるというのは承知しておりますけれども、今回の被害というのは同じ地域で2年、2回です。昨年も1回あって、3回続けてポンプを改修した人もございます。そういう面からも、農家にとっては非常に痛手だと思います。この際、久留米市と同じように、思い切って20%といわず30%上乗せして80%にしたらどうでしょうか。もう一度検討し直すことはできないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

2年連続の災害ということで、昨年度の10%から20%に上乗せということにしております。またさらに、既にその事業費については12月議会の補正予算に計上しておりますので、20%で御理解をいただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 既に補正予算に計上されているのを変えるというのはなかなか難しいかわかりませんが、この度、町において農業振興を図る観点から、大刀洗町の園芸施設等整備事業の補助率の引き上げとかあるいは補助対象の拡大とか、そういったことを検討されておりますけれども、私は6月議会で要請したとおり、当町においては農業というのは基幹的な産業でありますから、本格的に農業の振興を図るべきだと。そのための予算の確保とか新たな事業の展開、そういったことは絶対必要であると。後継者の育成、これも絶対必要であると、今でも思っております。

今年は、たび重なる豪雨とか台風によりまして多大な農業被害が発生したために、災害復旧に多額な経費がかかると、時間もかかると。そういうことはわかります。それから、先ほどまだ検討中ということでしたが、職員の皆さんがどうしても災害復旧費等は優先的にせにゃいかんと。そういうことから、来年度事業、新規事業の検討というのが若干遅れて出ているというのは理解しております。

しかしながら、先ほど言いましたように、土地利用型農業とか園芸農業振興、あるいは担い手

確保とか、こういった、いわゆる農業振興を図ること。これは町にとっては緊急な課題であるというふうに考えております。事業者の確保とか、1人当たりの事業費枠の拡大とか早急に検討されまして、大刀洗町で独自の農業施策を確立・実施していただくよう要請いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで暫時休憩をします。

議場の時計で10時30分より再開します。

休憩 午前10時18分

.....

再開 午前10時30分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、8番、東義一議員、発言席からお願いします。東議員。

8番 東 義一議員 質問事項

1. 防災対策について
2. 農業生産基盤の整備について

○議員（8番 東 義一） おはようございます。議席番号8番、東義一です。議長の許可を得ましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。質問は、大項目1番として防災対策について、大項目2番、農業生産基盤の整備についての2点であります。

それでは、初めに防災対策について質問をさせていただきます。

一昨年、昨年に続き、今年も九州北部を襲った7月、8月の記録的な大雨、また、9月の台風18号と、年々台風・豪雨災害が多発する中、防災・減災対策の必要性が問われているところがあります。そこで、次のことについて問うものであります。

1番、災害発生の初動体制について、2番、避難行動要支援者（高齢者、障がい者を含む）の安全確保対応について、3番、ハザードマップの見直しについて、4番、河川の浚渫について。以上4点について質問いたします。

まず最初に、単純に災害発生の初動体制についてという形で漠然としたことと書いておりますけれども、災害情報の収集伝達、また対策本部体制について。また、災害初期において職員が何をなすべきかをまとめたマニュアル作成等について。

2番の避難行動要支援については、避難行動支援者の安全避難行動についての対応を尋ねるものであります。

3番、ハザードマップの見直しについては、後で質問いたします。

あと、河川浚渫については、河川の堆積等の除去についての要望でございます。

以上、説明を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 担当課長のほうに答弁をさせます。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、東議員の御質問に回答いたします。

まず、1点目の災害発生時の初動体制について答弁いたします。

災害時における初動対応が被害の軽減やその後の対応対策、応急対策に大きな影響を及ぼすと言われております。大刀洗町地域防災計画において初動体制の第1配備から災害応急対応の第3配備体制を明記し、被害や災害の状況に応じて対応するようにしております。

まず、第1配備体制では、防災担当の総務課と道路河川担当の建設課が参集し、総務課では情報を収集し防災機関との連絡や報告を行い、建設課では道路や河川などの安全確認や被害調査のため町内を巡視をしております。被害や降雨状況次第では第2配備、第3配備体制へと移行し、職員の増員を図り、災害に対応するようにしております。

次に、2点目の避難行動要支援者の安全確保対応について答弁いたします。

本年6月より、水害・土砂災害について町が発令する避難情報と県・国が出す防災・気象情報を警戒レベルの5段階に整理をされております。この中で、警戒レベル3では、避難準備、高齢者等避難開始を発令し、警戒レベル4では避難勧告、避難指示を発令し、警戒レベル5では、既に災害が発生している状況なので住民の皆様へ、命を守るための行動をとるように呼びかけることにしております。

次に、3点目のハザードマップの見直しについて答弁いたします。

水防法において国や県等が指定した浸水想定区域内の市町村は、住民に周知させるため浸水と想定区域や避難所等を記載した印刷物を配布することとされております。

大刀洗町におきましては、平成19年に筑後川の浸水想定区域と避難所を記載した筑後川洪水ハザードマップを各世帯に配布しております。また、平成26年に防災ハザードマップを作成し、これには避難情報や各地域の標高を色別に表示した町の地図を掲載しております。

平成27年には水防法が改正され、浸水想定区域の条件がより厳しくなったため、これに伴い国や県等が浸水想定区域を再度指定し、公表しております。この浸水想定区域の見直しにより、大刀洗町が関係する浸水想定区域が広がっており、平成19年の筑後川の浸水想定区域と比較し、平成28年に公表されたものでは、想定される浸水想定区域が拡大されております。

また、国は、平成28年度に市町村が作成するハザードマップのガイドラインとして、水害ハザードマップ作成の手引を作成し、公表しております。現在の浸水想定区域や国が作成したガイ

ドラインと整合を図るため、令和元年度において大刀洗町では洪水ハザードマップの見直しを行うものでございます。

最後に、4点目の河川浚渫について答弁いたします。

大刀洗町には、国が管轄する筑後川、佐田川、小石原川と、福岡県が管轄する長田川、二又川、小石原川、陣屋川、大刀洗川、寺川がございます。管轄する国及び県は、土砂の堆積状況に応じて順次浚渫作業を行っています。大刀洗町からも地元からの要望に対し、位置図や現地の写真等を作成・添付し、国や県に要望を上げております。また、国や県からの資料請求や調整等の対応を行っているところでございます。

近年の状況ですが、平成29年度に小石原川、平成30年度に大刀洗川、令和元年度に長田川及び二又川において浚渫等が実施され、小石原川の県管理区間ではありますが、浚渫及び竹の伐採が行われております。

以上で答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。東議員。

○議員（8番 東 義一） では、再質問をさせていただきます。

1番目の災害発生時の初動体制についてでございますが、災害情報の収集伝達、また、対策本部体制、今総務課長のほうから回答はいただきましたが、災害情報の収集関係については、先ほどありました第1警備、第2警備、第3警備というような形がありますが、災害情報収集は、まず最初に災害対応については一番重要な位置を占めているというふうに思っております。そこで、災害情報の収集、いろんな、先ほどありました建設課関係が第1警備で、町内のパトロールをして、その状況を把握して、本部長である町長あたりとか担当課長あたりに説明をして、今後の対応について協議されて、対策本部関係が随時深まっていくということで認識しておりますが、その災害情報の収集伝達等についてお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、災害情報の収集でございますけれども、1つは、福岡県防災課のほうからの災害情報が流れてきます。それと、気象庁のほうから災害情報が流れてきます。あと、町のパソコン等で気象台の発表している状況等を収集します。あと現場に出ていきます建設課が町内を巡回しておりますので、現場からの情報収集、それをまとめて警察、消防、自衛隊と情報を共有しながら災害情報をまとめて県に報告するなり今後の災害状況を見合えて災害対策本部を設ける等の対応をとっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 災害情報の収集、また伝達については、理解ができましたが、次に、

災害対策にあつて、勤務時間内であれば職員のそれぞれの任務体制ができ、配備関係もできると思うんですけど、時間内と時間外、特に時間外の場合、この場合についての対応についてお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 平日の時間内であれば、庁舎内放送で関係課長を呼んで、災害対策本部を開きます。休みの日、もしくは夜間に集まる場合には、昨年から管理職で携帯電話のLINEを使った情報のやりとりをしておりますので、LINEを使って管理職に呼びかけて、夜間もしくは休日関係なしに災害対策本部を開くような形で進めております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東議員。

○議員（8番 東 義一） それと、職員関係について、現在職員数は83名のうち町外職員が40名という形で伺っております。こうした場合に、総務課長のほうから答弁がありました非常招集関係をする場合に、町外の職員を配置につける場合に、例えばもう今年の場合に、道路関係が浸水状況が激しくて、役場のほうに来れない状態というのも想定されると思うんです。そうした場合に、町内の半分の職員で対応をしなければならないというふうな緊急的にはちょっと厳しいような状態も想定されます。そうしたところについての職員、町外・町内の職員に対しての指導というか、そういったものについてはどんなふうに捉えてありますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、職員の連絡網でございますけれども、関係課長に伝えておまして、そこも携帯のLINEを使って各課でLINEで課長と係長と職員でLINEを作成しておりますので、LINEで情報共有は行っております。

招集については、今年11月16日土曜日でございましたけれども、全職員対象の防災訓練を行っております。そのやり方としては、朝6時半に地震が発生したという想定で、総務課長である私のほうが管理職全員にLINEを流して、職員の参集を呼びかけております。関係課長はまた職場のLINEを使いまして、課内のLINEを使いまして職員に参集を呼びかけております。

そして災害対策本部を7時半から開催し、全職員は、基本的には8時参集という形で集合しました。参集する中で、全職員に出勤の方法、電車なのか車なのかバイクなのか。また、出勤にかかった時間等をそれぞれ記録をさせまして、それを管理しておりますので、今後そういう災害が発生した場合の参集状況については参考になるかと思っておりますので、そういう形で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東議員。

○議員（8番 東 義一） 総務課長の答弁では少しは理解できたんですけど、災害によって、例えば交通機関、電車等がもう止まっている状態、それと自家用車で来る場合に、先ほど申しましたように、道路浸水でなかなか進めないというふうな状況も出てくると思うんです。

それと、私からの1つの提案というか、1つでございますけれども、事前に気象情報で災害状況の大雨とかそういったのがある程度わかるような状態に今来ていると思うんです。そうした場合に、総務課長のほうから町外の職員についてはそういった災害に備えての、早目に役場のほうに待機しておくとか、そういった指示を仰ぐことは可能ですか、不可能ですか。その点をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それは可能だと思いますけれども、できるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。貴重な御意見とさせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 1番目の災害発生時の初動体制について最後になるかと思いますが、災害初期において、職員さんも年々新しく新採用の職員さんがなされておりますが、その職員さん等について、何をすべきかまとめたマニュアル作成状況はいかがなものですか。

これについては、26年に作成されました大刀洗町の地域防災計画の中にも、今申し上げました職員が何をすべきかをまとめたマニュアルの作成という形になっておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 防災マニュアルにつきましては、昨年11月に、町のほうが防災専門官というのを雇用しておりますので、その防災専門官のほうが災害時のマニュアル、ポケットマニュアルを作成して、全職員に昨年の11月に配付をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東議員。

○議員（8番 東 義一） 職員のほうに配付されてあるということですけど、新しい職員さんについては防災関係がどういったものか、あるいはまた大刀洗町の地域関係にも把握的なことが薄いかと思うんです。やはり書類を配付するだけではなくて、1時間程度でもそういった職員さんを集めて、内容の説明なりを周知することはどうかというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 職員研修の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。他ありますか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 続きまして、2番目の避難行動要支援者、高齢者、障がい者を含んでの安全確保について、再度質問いたします。

先ほども総務課長のほうからありましたように、避難情報警戒レベル、避難準備情報相当が出た場合に、避難に時間を要する人とその支援者は避難の準備を整えて避難開始をするというふうになっておりますが、この場合に、高齢者とかについては、車の運転関係が未熟的で、特に水、浸水した場合とか、車では避難できないという場合が出てくると考えられます。その場合に、役場の、例えば公用車、マイクロバス等で避難所への送迎等の対応は可能であるかということと、今申し上げましたように、避難レベル3とかになった場合はもう、以前からあっているように、避難所に行かなくて自宅で避難体制をとってくれというふうなことも聞きますが、こういった場合にも、事前に避難所への送迎等、この避難情報が出る前にそういった対応についてはいかがが考えておられるか、お尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、町のほうが避難勧告、避難指示を出す前に、高齢者もしくは障がい者を対象に、警戒レベル3の避難準備、高齢者避難開始の情報を出します。基本的には、避難に時間のかかる方については、その情報をもとに避難の準備をしていただいて、そして避難していただくという形で考えていますので、町のほうがマイクロバス等を使って避難者の方を避難所へ運ぶというような想定は、仮定はしておりません。

もう一つですけれども、基本的な考えとしましては、自助による避難が基本でございます。避難行動要支援者が自助による避難が困難な場合には、行政の公助的な活動も災害時は限界がありますので、地域の公助の活動を基本として、そういう活動を推進しているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 東議員。

○議員（8番 東 義一） 今総務課長のほうから回答を得たんですけど、先ほどありました公助関係と自助関係で、地域によっては民生委員さんなりとか地域の方が高齢者とかそういった方についての避難の助成というのですか、そういったものをされてあるということは聞き及んでおりますが、ある民生委員さんのほうに聞いたら、とても1人、2人では対応できないと。そこで、行政のほうからそういった対応をしていただければというふうなことをちょっと聞き及んだものですから今お尋ねしたところです。

それでは、次に3番目のハザードマップの見直しについてという形でお尋ねします。

私がハザードマップの見直しについてという形で、私自身はそういった形で頭の中に入れていたんですけど、役場のほうにお尋ねすると、1つは、これ自宅のほうに大刀洗町防災安全マップという形で各家庭に参っております。これを見て、いろいろ避難所とか書いてあるんですけど、

スポンサーつきですので、スポンサーの名前のほうが多くて、内容的によくわからないという形です。地域防災関係が出てあるかどうかわかりませんが。

それともう一点は、先ほど総務課長のほうからハザードマップについては説明を受けたんですけど、これが、頭のほうは防災ハザードマップという形で、中を見てみますと、洪水ハザードマップという形で、これは防災のほうですか、総務課のほうで作成されてあるんじゃないかなというふうに見解しております。

それと、今年建設課のほうで予算400万を組んでハザードマップの作成という形になっているんですけど、ハザードマップについてはまた黒木議員のほうから詳細について質問があるかと思えますけど、私の場合は、こういった形、同じ町の中にハザードマップ、これは2種類必要なのかということちょっと疑問を持って、見直しについてという形で質問いたしております。

それと、これを見てみますと、浸水箇所関係のあれはもう全然変わってきておりますので、そのところのピックアップすべきところが必要じゃないかなというふうに感じたものですから、ハザードマップの見直しという形で質問をさせていただいております。その点について回答をお願いします。

こういった2つのハザードマップは、内容的にはちょっと水防関係と防災関係の相違はあるかと思えますけど、そういったふうと同じ役場の中で2カ所ハザードマップが必要なのかということについてお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、このハザードマップというのが、ハザードマップの定義から申し上げますと、ハザードマップというのはさまざまな自然災害を予測し、その被害範囲を想定し、図上に表示したものであるというのがハザードマップの定義です。ですから、先ほど、幾つか種類があるとおっしゃいましたけれども、確かにハザードマップとしては地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、火山ハザードマップ、防災ハザードマップと、それぞれの種類のハザードマップがございます。

先ほどこのハザードマップについて言われましたけれども、このハザードマップは大刀洗町の標高、標高10メートルから25メートル、山隈までありますけれども、この標高に合わせて色を分けております。ですから、どこがつかると、どこがつからないじゃなくて、一応標高だけで合わせますので、堤防の河川が切れた場所によっても浸水が想定されますけれども、大刀洗町には7本なり8本の河川が流れておりますから、それぞれの河川の浸水をしますと、本当に標高の15メートル、20メートルのところは全部が真っ赤っかに染まってしまう形になります。そこで、今建設課のほうは、どういう形でハザードマップを作成するかについて、今検討しているところですので、そこら辺は建設課長のほうが回答すると思えます。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 東議員御指摘のとおり、本年度におきまして洪水ハザードマップのほうを更新するようしております。これは筑後川の浸水想定区域等が見直されましたので、浸水想定区域の範囲が変わっております。今度業者のほうに委託するんですが、どのような形でハザードマップのほうに浸水想定区域を表示するか、その辺につきまして、プロポーザル方式で提案をしていただくようにしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 前後して申し訳ないんですけど、先ほどの総務課のほうが防災関係で作成されたこの洪水ハザードマップ、これについては各家庭に配布がなされているんですか。

私、これを初めて見たものですから、その点について、建設課で今作成中のハザードマップも黒木議員のほうから質問があるかと思えますけど、どんなふうにご利用されるかはわかりませんが、これについては、各家庭には全然配らないものですか。ただもう作成して総務課のほうで管理しておくというか、その点についてお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 確かこのハザードマップは、平成26年に約4,500部か5,000部作りまして、全世帯に配布をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東議員。

○議員（8番 東 義一） わかりました。

続きまして、河川の浚渫について。

先ほど総務課長のほうから答弁いただいて、行政のほうからも国なり県なりに浚渫の要望はされてあるということで伺いましたが、実際、今河川関係を、全部じゃございませんけれども、陣屋川とか大刀洗川とか、小石原川を見た場合、また、堆積して浚渫が必要な状況になっているんです。それで、総務課長が申されたように、今年とか何年、去年とか一昨年はこうされたということなんですけど、毎年毎年これは用意する関係で溜まっちゃうんです。そうした場合に、溜まっているから河川の断面とかが必要なときにこの堆積した状態で水害とかになった場合に当然越水する可能性が出てくるんです。国のほうも県のほうも、予算的には厳しいかと思えますけど、その点を、2年前にしたからじゃなくて、できるできないは別にして、今の時期というか、もう予算編成は県でもあっているかと思うんですけれども、去年やったから終わったんじゃないで、毎年、とるとらないは別にして、大刀洗町の町民を守るためにはやっぱり河川の浚渫関係は必要だと思うんです。

また、町長が以前から申されておりますように、大刀洗川の改修工事等については尽力されてあるということは十分承知しておりますけど、浚渫については、さらなる要望等をお願いしたいというふうに考えております。その点について、どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 浚渫につきましては、引き続き、県、国のほうに要望を行っていきたいというふうに考えておりますが、浚渫につきましても河川改修と同様に、やはり下流からやっっていくというのが基本でございますので、その辺も県、国の状況におきまして判断されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 建設課長のほうから今答弁いただきましたけど、さらなる県への要望等に全力を尽くされることを願っております。

次に、大項目の2番目、農業生産基盤の整備についてお尋ねいたします。

これにつきましては、第5次大刀洗町総合計画策定にされた農業の振興の中でも明記されているところではありますが、農業のインフラである農地や水路、道路等の大規模な施設整備が行われた土地改良事業から約35年が経過しているというふうに思っております。そこで、用排水路の改修、また補修、また農道の拡張整備の必要性が出てきている時期というふうに認識しておりますけど、それについての見解を問うものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 担当課長に答弁をさせます。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、東議員御質問の「農業インフラの老朽化した用排水路の改修及び補修、また農道拡張整備の必要性があると考えますが、見解は。」について答弁をいたします。

まず、用排水路の改修についてでございますが、これはその水路を管理する地元の土木組合等の団体において、国庫補助事業である多面的機能支払交付金や町の補助金を活用して実施していただくこととなります。

公共性の高い用排水路や規模の大きいものについては国・県の補助事業を活用するほか、町予算による工事を実施する場合もございます。

次に、農道の拡張整備についてですが、北部地区の基盤整備事業の中で農道の拡張整備を実施しておりますが、その他の地区での新たな整備は今のところ予定をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 再質問をさせていただきます。

課長のほうから今答弁がありましたように、地元の土木関係等のほうでやってくれという答弁でございますが、当然、当時の水路につきましては板柵関係で水路関係ができています。柵工関係が老朽化して、もう石ころが、コンクリーがはげて石ころが出てきているような状態なんです。これを、課長の答弁によると、地元の土木とか、また大きいところによっては町から県事業というふうなことで考えておられると思いますが、これについても、先ほど防災関係で質問いたしました、これで水路関係も、大雨が降った場合に、もう一気にだあっと流れてくるんです。そうした場合に、板柵とかそういったものが崩壊する可能性も想定されるんです。私の地元西栄田でございますけれども、やはりもう今年35年経っておりますけど、柵工が結局きれいにはまっている状態だったものがもう崩壊、出水するような状態なんです。それで、北部土地改良区が終わってからのというんじゃなくて、終わった場合も大刀洗町全部、菅野、大堰、東部地区、中部地区、西部地区、西部第二というふうに圃場整備は随時やってきているわけです。これを一気にやるということになったら相当な金額とまた時間を要すると思うんです。それで、そういったところについて、私としては来年度中にやってくれと言うのではなくて、現場を一応見て、どこからやっていこうかというふうな、そういったようなファンデーション的なこともされたらどうかというふうに思っているところです。

それと、農道拡張整備については、当時は現場が4メートルの幅員で、全般的にできているところです。ただ、今現在では、農機具も大型になって、田植機械についても六条、八条、コンバインについても大型になって、4メートルの農道関係で作業をしておいたら、そういった大型車が来た場合には移動するというふうなロスタイムが生じてくるんです。それで、農道拡張整備については、のりがありますので、用地買収等は必要ないというふうに考えます。それで、あとはL型擁壁とかそういったもので上げれば当然、1メートル1メートルか50センチ50センチの5メートル、6メートルの道路が確保できるように考えております。その点について、北部土地改良区が終わってからのじゃなくて、そういったことも準備段階の中で現場を確認したり、そういったことも必要ではなかろうかと思っておりますけど、その点について答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、お答えいたします。

農業インフラの整備改修にしても、農道の拡張整備にしましても、将来的にはいずれ必要になってくるものと認識しておりますが、今、現段階で調査を始めるとか、計画を検討するとか、そういったことは予定していないということでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 課長の答弁を伺ったんですけど、今のところ考えているんじゃないくて、もう今から計画して行って、将来的、5、6年してやっとならぬか入られんかというふうな状況だというふうに私は認識をいたしております。

それとまた、県のほうからの補助関係がもうなくなる可能性もあるかと思うんです。そうした場合には町単独でやるということになってくると、もう莫大な金が必要になってくると思いますので、やはり農業者の気持ちを頭に置いて、事業関係を考案というか、精査願いたいというふうな考えます。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 繰り返しになりますけれども、将来的には必要になってくるだろうと考えております。現時点では計画、検討等はしておりませんというふうに答弁いたしました。

といいますのも、2年連続で続きました災害対応でありますとか、あるいは東議員もさっきからおっしゃっていらっしやいます北部地区の基盤整備事業とか、そういった大きな事業に人手をとられております。ですので、そういった検討は今のところできていないということでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東議員。

○議員（8番 東 義一） 今後、そういったふうに、いろんな事業が目にあるという形は十分承知しておりますが、そういった形も前もって頭に置いて、事業関係に取り組んでいただきたいというふうに考えます。それをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、東義一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いします。野瀬議員。

4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 菅野橋復旧について
2. 大堰駅踏切交差点の改良について
3. 都市再整備計画について

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。議長の許可を得ましたので、発言通告に従って順次質問を行ってまいります。

まず、1問目でございますけれども、菅野橋の復旧についてお伺いいたします。

平成30年7月の豪雨によりまして、小石原川では7月6日の夜にかけて栄田橋水位観測所、

これは菅野橋の上流800メートルぐらいのところなんですけど、そこでの水位が氾濫危険水位を70センチオーバーし、越流した箇所もあるというふうに聞いておりますが、観測至上最高を記録したというふうに新聞報道でもあります。しかし、その1週間後も、かなり水位も下がってはあったんですが、1週間後の7月の14日の未明に、橋の中央部の橋脚が沈む形で落橋をしております。これは、新聞報道とかテレビ報道であったから現在よく御存じだというふうに思います。

この菅野橋は、橋長が60メートルで幅員が3.1メートル、架設年は昭和26年3月となっておりますので、架設から70年近くが経過したコンクリート構造の橋でございます。ですから、昭和28年の大水害にも耐え得た橋梁とはなっております。

この橋は、川によって二分されている今の菅野行政区を結ぶ、大変重要な役割を担った幹線道路でもありますし、生活に密着した道路でもあります。また、7月14日の大刀洗町のホームページでも、菅野橋、町道菅野堤防線の通行規制と専門家による原因調査と災害復旧方法等の検討を行うということなどが掲載をされておりました。それが当時の状況でございます。

それから、災害発生から撤去工事までもかなりの期間が現状のまま放置されたような状況が続く中で、2次災害等の心配もございました。ようやく今年の5月に橋脚と橋桁の撤去が行われましたが、また、その後そのままの状態が半年間ぐらい続いて、ようやく先月ですか、11月に今年度の工事として残っていた橋台の撤去と新しい橋の下部工工事を行う旨の説明を受けました。

地域の方からは、通勤・通学、特に小学生あるいは農作業をしてある方々などに大変不便な生活を強いているというような状況でありまして、「もう待たないだよ」というような言葉が出ております。そこで、早い復旧を求める声というのがますます強くなってきております。そこで、ちょっと振り返るような形になるかもわかりませんがお尋ねをいたします。

まず、災害発生から撤去工事着手までにかかなりの期間を要したのはなぜだったのか。また、洪水から1週間経って落橋したというのは、直接的な原因というのは何だったのかということをもまずお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、野瀬議員の御質問に対して答弁いたします。

菅野橋の落橋を受けまして、河川管理者である国土交通省筑後川河川事務所と工事及び河川占用について協議をいたしまして、国土交通省本省との事前協議を行い、ようやく11月19日の週に災害査定を受け、全橋の、橋全体の架け替えが認められたところでございます。

その後、国土交通省に占用許可及び工事着手許可の最終協議を行った結果、撤去の作業方法に

ついて再協議が生じたため、撤去工事着手までかなりの期間を要することとなった次第でございます。

また、落橋した原因といたしましては、河川の増水時に流木が橋脚に引っかかっていたことを事前に確認していましたので、翌7日に道路パトロールにおいて現地を確認したところでございますが、河川の増水と水の濁りにより、目視では大きな異状は確認できなかったというところでございます。

1週間が経っての落橋した原因といたしまして、原因調査をしたコンサルの見解といたしましては、橋脚に流木が引っかかったことによって可動が堰止められた状態となりまして、川幅が狭くなることで流速が上昇し、河床が洗掘されましたが、洗掘の深さが橋脚の基礎の根入れに対して浅く、即時崩壊を招く深さではなかったものではないかと推測しております。

その後、洗掘当初は固い地盤であったものが、時間の経過とともに水が含まれることで緩やかに弱体化が進行し、約1週間かけて支持基盤が軟弱化し、支持力不足となり、橋の重さに耐えきれず基礎の変状に至ったと推測しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ただいま国、あそこが一級河川で、直轄下になっているものですから、実際、国とか県とか、そういったところの協議というのは非常に大変だったんだろうなというふうに思います。しかも、災害査定というものを受けられておりますので、そういうことでかなり専門的な知識も要するというので、かなり時間がかかったのではないかなというふうにも思いますし、大変御苦労をかけたんだろうなというふうなことを思います。

そこで、ちょっとお願いしておきたいのは、そういう災害復旧、ああいう災害というのはあんまりあってほしくないんですが、そこで得た技術とか、先ほど防災の話も出ていましたけれども、そういうものをしっかりと引き継ぐなり、後のそういう体制に役立てていただきたいというのが1点です。

もう1点は、要は、河川の洗掘によってと、こういうふうに今言われたんですが、ここ2、3年の間にあの付近では護岸工事を何回もやり変えています。その都度、多分河川の河床というのは洗掘されていたんだろうというふうに私は思っております。ですから、何が言いたいかといいますと、ああいう洪水があった後は、構造物の点検をするのはもちろん大事なんですが、そういう河床、いわゆる基礎部分を、目視点検でもいいんですが、そういう洗掘状況とかも調査項目に入れて対応していただきたいというお願いをしておきたいと思っております。

それでは、復旧に当たっては、災害復旧事業で行うということで、原形復旧が原則となるというふうに聞いております。改めて、架け替える橋の諸元についてお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、架け替える橋の諸元について答弁いたします。

橋の長さ、橋長につきましては60メートルで、有効幅員4メートルの橋になります。径間数といたしましては3径間となりまして、また橋の高さが現況の堤防より80センチメートルほど上がることとなります。構造につきましては、上部工はPCプレテンション方式床版、下部工は逆T式の橋台、橋脚につきましては小判型壁式でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 原形復旧ですからほとんど変わらないと思っていましたけれども、幅員が4メートル確保できているということは、90センチぐらい多分広がると思います。それによってかなり歩行者にとっては安全性が確保できているのかなということを思います。

それともう1点、道路が、路線高が80センチ上がるということでございますので、隣接する家屋への出入り口、道路が上がることによって出入り口が非常に段差がつくとかそういうことのないように、また、それに伴って雨水の排水というのが非常に難しいところもあるかと思っておりますけど、今後ぜひそういう方々に対して丁寧に対応していただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

そして、復旧に当たっては激甚災害に指定されて、通常の災害復旧事業費と比べ国庫補助率の嵩上げが措置が講じられたのではないかというふうに思います。激甚災害の指定を受けたことで国庫補助率はどうなったのか。全体事業費と財源内訳はどうなっているのか。また、取りつけ道路工事及び護岸工事等もその全体工事費、補助対象の中に含まれているのかということをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、野瀬議員の御質問にお答えいたします。

平成30年7月豪雨は激甚災害の指定を受けておりまして、補助率の嵩上げにつきましては、実際の災害、親災と申しますけれども、親災に関する補助率につきましては通常66.7%でございますが、激甚災害の指定により77.7%となり、11%の嵩上げとなっているところでございます。

全体の計画事業費といたしましては、災害申請前の被災調査及び土質調査、各工事の追加工事等の単独事業費を見込んだ額といたしまして約4億5,800万円を見込んでおります。内訳といたしましては、国庫補助額が2億8,999万円、起債額が9,460万円、単独費が7,304万円となっており、全体事業費には取りつけ道路の工事費、護岸工事費も含まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 護岸工事等も含まれているということで、ちょっと安心をしました。

ちょっと続けて、町が負担すべき単独費、ただいま数字を申し上げられましたが、令和元年度の歳入予算を見ますと、災害復旧事業債として6,080万が計上されているようでございます。これは、起債の充当率と起債の償還については交付税措置が講じられるというように思うんですが、それはどうなっているのかということをお伺いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、野瀬議員御質問の町が負担すべき単独費について、起債の充当率及び償還における地方交付税の措置について答弁いたします。

令和元年度の災害復旧事業債の起債充当率は90%となっております。また、元利償還金の95%に対して地方交付税の措置が講じられることとなっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） やっぱり橋が落橋した時点では、部分的に補修したらどうかとか、この際広く架け替えたらどうかとか、いろんなお話が出ました。だけど、今あえて財源内訳とか全体事業費をお聞きしましたのは、あそこが激甚災害を受けたということで、かなりそういう財政的な措置が講じられているものですから、結果としては、やっぱり災害復旧を選択されたというのは非常によかったのではないかなと、私はちょっとそういうふうに思っております。

続けて質問をいたしますが、令和元年度の工事については既に発注をされておりますが、今年度末での事業費ベースでの進捗率はどう見込まれているのかということをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、令和元年度末での事業費ベースでの進捗率について答弁いたします。

事業進捗率は、全体事業費の約4億5,800万円に対しまして、令和元年度は下部工と護岸工までの計画としておりまして、本年度の事業完了までで約3億2,800万円となり、進捗率は71.6%と見込んでおります。

また、令和2年度、来年度につきましては、上部工と取りつけ道路を施工し、完了予定となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 3カ年事業から見ますと、事業費ベースでの進捗率というのはかな

り、そのくらいかなと思いますけれども、現場のほうはまだ半分もできていないというふうな状況でございますので、多分、私の経験では下部工、上部工を見たときには、かなり下部工のほう、上部工のほうが高いのかなという気がしていますので、ぜひ、先ほど構造等を答弁いただいたんですが、早目にそういう事業費については積算をされて、どうなるのかというのを検討していただきたいというふうにお願いをしておきます。

そこで、令和2年度が激甚災害復旧事業としての最終年度というふうになります。早期完成の取り組み等、所信についてお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、答弁させていただきます。

最終年度、令和2年度におきましては、上部工と取りつけ道路がメインとなる工事を予定しております。現場での工事は、非出水期であります11月からの工事となりますが、上部工の桁につきましては工場製作となりますので早期に発注を行い、桁の作成を進め、少しでも早い完成を目指していきたいと考えております。

地域住民の皆様には、長期にわたり御不便をおかけしておりますが、一日も早くもとの生活が取り戻せますよう、早期完成に向けて事業を進めてまいりますので、今後とも事業推進につきまして御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 前向きに答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひ、効率的な工事工程等を組み立てて、新1年生がああ橋を渡って入学式に行けるように、年度内の完成をお願いして、1問目の質問を終わらせていただきます。

続けて、2問目の大堰駅踏切交差点の改良について質問します。

これについては、平成27年度第2回定例会において、当時の長野議員が質問をされておりますので、行政もこの踏切交差点の危険性については十二分に承知されているという、認識されているというふうに思います。当時の議事録を見ますと、大堰駅の踏切交差点が非常に危険な状況にあると。平成27年の10月下旬にテレビ報道がありまして、それを受けて11月5日に道路管理者である県、交通管理者である警察及び町の関係機関で現地立会を行い、安全対策について協議を行ったというふうにあります。

さらに、11月30日には大堰校区区長会長より、踏切改善の要望書が県へ提出され、県と町で踏切改良についても協議を行っているともあります。また、そのほかに信号機の設置について、これは何か踏切からの滞留長がとれないとかいう答弁がされているみたいです。それとか、踏切の拡幅とか視距改良などの質問に対しても、それぞれ用地の問題であったり、非常に難しい課題

がありますと。安全対策を講じていくのは非常に厳しい状況にあるというような旨の答弁がなされております。

当時から既に4年が経過しておりますが、交差点部の路面表示及びカーブミラーの設置など、部分的な改善がなされたものの、依然として危険な踏切交差点のまま取り残されているというような状況があります。

そこで、平成27年度以降、踏切交差点の安全対策について、県、警察、町の関係機関との協議は続けられているのか、また、どのような改善策について検討をされているのかをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） その点についても担当課長に答弁させます。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、野瀬議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成27年度以降、踏切交差点の安全対策について、県、警察、町の関係機関との協議は続けられているのか。またどのような改善策について検討されていたのかについてお答えいたします。

平成27年度以降、久留米県土整備事務所へ毎年踏切交差点改良の要望を行っているところでございます。平成28年度につきましては、交差点の協議において、井上県議会議員を初め大堰校区の議員の皆様や富多区長等に参加していただき、久留米県土整備事務所へ要望を行っております。

協議していった中で、まずできることからといたしまして、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、路面の区画線の更新や追加、カーブミラーの新設等が部分的になされております。また、これ以外に信号機の設置や交差点の形状を変えるなどの検討がなされているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） できることからやるということでございますけれども、やはり全体の計画をどうするんだという、そういうものを持たないと、部分的にやっても、言葉はちょっと悪いんですけど、場当たりの的になってしまうような気がします。そういう具体的な協議をぜひ全体の構想を描きながらやっていただきたいというふうに思います。

そこで、この踏切交差点に係る過去5年の交通事故件数の推移と事故内容についてお伺いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、この踏切交差点に係る過去5年間の交通事故の推移と事故

内容について御説明いたします。

小郡警察署の交通課に確認したところ、平成26年1月から12月の人身事故は3件、物損事故は9件。この人身事故というのは怪我人が発生した場合の事故でございます。と、物損事故というのは怪我人がいない場合、例えば車対車の事故とか、そういう形でございます。

平成27年の人身事故が2件、物損事故が8件、平成28年の人身事故が2件、物損事故が5件、平成29年の人身事故が6件、物損事故が2件、平成30年の人身事故が4件、物損事故が6件と、今年におきましては、1月から10月末の集計で人身事故が1件、物損事故が3件と回答を受けました。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今の答弁によりますと、毎年10件前後の事故が発生しているということになります。ただ、私も毎日あそこを使うんですけど、幸いにも大きな事故には至っていないと思うんですが、今後、私を含めてですが、高齢者のドライバーの方が増えていくと思います。ですから、渡りながら思うと、右折しようとしたら、あの踏切内に1回立ち止まって左右確認しないとなかなか見えないというのもございますので、そのときに警報機が鳴ったらどうするのかとか、電車事故を起こせば多額の賠償なんかも出てくるのかなとか、そういう不安な気持ちで使っておるといような状況でございますので、そういう危険な場所が本当、目の前にあるということをよく認識していただきたいというふうに思います。

一般的には、交差点改良等の事業を行うというような考え方に立てば、交通量調査、歩行者も含めたそういうものを行って交差点の形状、右折路線の確保とか及び幅員構成、歩道の幅員をどうしようとか、そういう素案を策定した上で関係機関と協議を進め、事業化に取り組んでいくというように考えます。

県または町において、大堰踏切交差点の交通量調査等は行われたことはあるのかということをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、御質問にお答えいたします。

5年ごとに国や県等が実施する道路交通センサスが行われており、直近では、平成27年度に実施されておりますが、御指摘の踏切交差点では行われておりませんでした。交差点に係る交通量観測地点でございますが、東西に横断する県道鳥栖朝倉線は、小郡市の稲吉付近、交差点北側の県道中尾大刀洗線につきましては、Aコープの南側付近、交差点南側の県道富多大城線につきましては、西鉄の金島駅付近となっております。町で独自に交通量調査をした実績はございません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 毎年要望したり、協議をしているというお話がありましたけれども、こういう交通量がどのくらいあるのかとかいう把握ができていないということは非常に残念なことだというふうに私は思います。安全策を講じていく上では、先ほど答弁がありました事故件数ですとか、そういう交通量とか、そういうものを1つの基礎データとして、強く訴えていく必要があると、私は思っておりますので、ぜひそういうことも今後考えていただきたいというふうに思います。

そこで、ちょっと視点を変えて、大堰駅踏切交差点の安全対策の一つの考え方につながると思っていますので、都市計画道路の整備について質問をいたします。

大堰駅周辺の都市計画図を見てみますと、西鉄甘木線に沿って、陣ノ内富多線というものと、大堰駅前線の2本の都市計画道路として図示をされています。この陣ノ内富多線及び大堰駅前線の都市計画決定の年月日と都市計画審議会等が開かれていると思います。そのときに、その必要性等が当然説明されているというふうに思いますので、その理由は何になるのかということをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、野瀬議員の御質問にお答えいたします。

都市計画道路の都市計画決定年月日につきましては、平成14年2月1日でございます。都市計画道路とした理由でございますが、都市計画における建築物の用途の規制も同様に平成14年2月1日に決定されております。準住居地域や準工業地域等の用途を設定することにより、既存の住宅地や主要な道路の沿線におきまして一定の利用がなされるよう、誘導を行っているところでございます。

当時、用途を設定するためには、都市計画道路の計画が必要な箇所があり、既存の住宅地の中に工場等が建築されないように計画された箇所もございます。また、都市計画道路を計画することにより、沿道での堅牢な建物の建築を抑制し、歩道整備等の交通安全対策を少しでも円滑にできるように考えられたものと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 平成14年ということですから、17年間この道路というのは未着手という路線になります。これは緊急性が低いのか、逆に言えばプライオリティをもっと上げなくちゃ俎上にも乗らないということなのか。現場を見れば、本当に危険だと。朝の7時から8時ぐらい、現場に立ってみれば本当に怖いものがあります。そういう危険であるということとか交

通量とか、そういうもので強く訴えていくなりしながら、そういう優先度を上げていくということとをぜひやっていただきたいというふうに思います。

陣ノ内富多線がまた大堰駅付近では西側に大きく振っております。それはなぜかというのを伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、野瀬議員の御質問にお答えいたします。

大刀洗町都市計画マスタープランが平成14年3月に策定されております。この中でも御指摘の踏切交差点において事故が多く発生しており、原因といたしましては、西鉄甘木線と県道中尾大刀洗線が隣接し、並行して通っているためと考えられております。このため、都市計画道路を検討する際に交差点を西側に離す検討が行われ、これに道路を接続するため西側に大きく曲がったものと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今、まさに答弁がありましたように、あの踏切を改良するというの、やはり都市計画道路を整備するというのが基本だろうと私は思います。将来的にということなのかもわかりませんが、やっぱりあそこに信号機をつけようとするれば、信号機から踏切までの滞留長とか、いろんなことを考えられて、道路構造令とか、あるいは道路交通法をクリアした形で都市計画道路というのは決定されているというふうに思いますので、ぜひそういうことも踏まえて協議をしていただきたいというふうに思います。

また、大堰駅踏切の問題というのは、先ほどいいましたような、この整備が不可欠というふうにも考えますし、西鉄甘木線の大堰駅はここの役場とか集客施設であるドリームセンターとか中央公民館、あるいは大刀洗交番、そういう公共施設が集積したエリアの拠点というふうになっております。これらの施設の周辺を大刀洗町の玄関として、都市計画に沿って町づくりを行っていくというのが基本だろうというふうに私は思います。だから道路を整備する、あるいは建物については用途に合わせて規制を誘導していくということで、ある程度町の形が見えてくるということに思います。しかも、第五次の大刀洗総合計画に掲げられております将来像、「私たちがつくる誇れるまち大刀洗」これは随分私もいい言葉だと思っております。これを実現していく上で大きな一歩というふうに考えますので、県と町と及び関係機関と新たに整備促進のための協議会を設け、事業化に向けた整備計画の素案及びプログラムを明確に示していただきたいというふうに考えますが、所見をお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、野瀬議員の御質問にお答えいたします。

本交差点の改良を行うに当たり、交通事故の減少とあわせて円滑な通行の維持も検討されております。現在、久留米県土整備事務所で踏切交差点の形状の検討がなされており、信号機の設置につきましては、警察側と協議を行い、車両が停止する一定の区間、滞留長でございますが、この整備が求められている状況とのことでございます。

道路を整備するに当たり、道路構造令等の法律や条例で道路の形状に一定の制限がございます。そのため大変苦勞されているということでお聞きしております。

また、用地の取得においても、対象となられた方の生活に影響を及ぼすため、理由なく広い範囲の用地取得も困難だと考えております。しかしながら、当該踏切交差点の危険解消は課題として認識しており、今後とも久留米県土整備事務所に対し、交差点改良の要望を継続していくとともに、町といたしましてもでき得る限り県事業への協力をしてまいりたいと考えております。

また、協議会の設置に関しましては、久留米県道整備事務所と協議をしながら、どのような形での協議会がいいのかなど検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 繰り返すようで申し訳ないんですが、用地買収とかいうお話が今ありました。だからこそ都市計画決定をしているんです。あれはかなり規制誘導する部分もありますけど、事業認可というのを受ければ、もう土地収用法等がかなりスムーズに執行できるような制度になっていますので、そういうのもちゃんと検討した上で、要望するなり協議会を設置するなりして、今後強く、むしろ町がリードするような形で、ぜひこの問題については取り組んでいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

続いて、次に3問目の都市計画再整備計画について質問をいたします。

町のホームページによると、大刀洗町では平成27年度から31年度の5カ年で社会資本総合交付金を活用した都市再生整備計画事業を実施するというように掲載をされています。その中で、西鉄甘木線大堰駅、本郷駅を含む大刀洗町東部地区の都市再生整備計画の目標、整備方針等が示されており、大きな目標として、鉄道駅を拠点に、歴史や自然、文化を感じられるまちの実現に向けた取り組みを行っているというふうにされています。

そして、さらにその1つとして公共交通機関の充実、それから活力あるまちづくりを形成し、魅力ある大刀洗を次世代に引き継ぐ。そして、3つ目が活力あるいはにぎわいのある文化のまちづくりのまちづくりを形成するといった3つの目標が掲げられています。

そこで、東部地区においては平成27年度から事業を実施されていると思いますが、年度ごとの事業内容と事業費についてお伺いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） その点についても、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

東部地区における毎年度ごとの事業内容と事業費ということでございます。

この都市再生整備計画につきましては、三井小郡地区の鉄道等を中心とする交通ネットワークを生かし、にぎわいのある快適な空間づくりのため、小郡市と大刀洗町において各市町に2地区ずつ、計4地区において策定をしております。

大刀洗町東部地区に関しましては、西鉄甘木線の大堰駅、そして本郷駅を含むエリアでございまして、地区の目標を、鉄道駅を拠点に、歴史や自然、文化を感じられるまちの実現として計画を策定して、国の許可を受けた上で、議員おっしゃられましたとおり、平成27年度から事業実施しておるところでございます。

毎年ごとの事業内容と事業費につきましては、平成27年度におきましては本郷駅へのアクセス道路でございます井堰富多線の改良設計及び富多地区の歩道の設計のほうに635万円計上しております。平成28年度につきましては、本郷駅の駐輪場への屋根の設置、あと富多地区の歩道工事のほうに1,984万円、続きまして、平成29年度におきましては、井堰富多線の道路改良の工事のほうに4,000万円、平成30年度は同路線の舗装及び本郷駅の送迎自動車待機所の用地測量のほうで500万円を支出しております。

本年度におきましては、待機所の整備及び看板設置、そして歩行者用のサインプレート設置事業などを年度内に進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今答弁をお聞きしますと、いろんな事業ができる制度といたしますか、かなりまちづくりとして、ただ単なる道路整備計画ではなくて、極めてソフトに近い事業にも取り組めるということで、よくこんな事業を見つけてこられたなというふうに感心しております。

そこで、またこの中に事業の目標を定量化する指標として、目標値が掲げられております。例えば、大堰駅とか本郷駅の乗降客数を具体的な数字で何か表わしてあるみたいなんです、そういう点においての達成見込みというのはどういうふうになるのかというのを伺います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、目標と目標値の達成見込みについてということで答弁させていただきます。

東部地区におきましては、駅の乗降者数、そして観光入り込み客数、最後に図書館の利用者数を3つの指標として定めておるところでございます。

駅の乗降者数については、長期的に見ましても減少傾向が続いておりまして、目標の達成については非常に厳しい面がございますが、観光入り込み客数及び図書館利用者数については目標値を達成しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。野瀬議員。

○議員（４番 野瀬 繁隆） 目標値に掲げられているような駅の乗降客がこの事業をやることによってそんなに増えると思わないし、むしろ減るのを抑えるという、そういう効果のほうがか期待できるのかなというふうに思います。

そして、申し上げたいのは、そういう数値目標を追うということじゃなくて、この計画に掲げる整備方針というものを維持しながらまちづくりを進めていくということがもっと大切なことだというふうに私は思っております。この計画の中に、五庄屋を祭る大堰神社、桜つつみ公園、あるいは西光寺の阿弥陀三尊像ですか、これ県指定になっていると思っております。それから、エリアを流れる小石原川沿いのいろいろな環境で受賞している酒蔵があります。そういった自然環境とか観光資源が点在するような箇所になっております。

そこで、大堰駅あるいは本郷駅を拠点に、これらの施設を結ぶ散策ルートの整備も取り組みの一つになるのではないかとこのように考えます。そして、この事業が先ほどもちょっと申し上げましたけれども、地方公共団体にとっては非常に自由度が高く、創意工夫が生かせる総合的な交付金事業として創設されたという経緯もございます。したがって、本事業は今年度が最終年度というふうになっておりますけれども、形は変えるのかもわかりませんが、ぜひこういう趣旨を受け継ぐ形で事業を継続していくようなお考えがあるのかどうかというのを伺います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

事業の今後の継続予定についてということでございますが、現在のところ、次年度の計画を策定する予定等はありません。しかしながら、駅の魅力度を高め、鉄道駅を拠点としたまちづくりは継続するために、本年度におきましては、地方創生の推進交付金等を活用しまして大堰駅ペイントを実施しているところございまして、今後も駅の利便性の向上や周辺整備の取り組みにつきましても、都市再生の整備計画等の補助金等だけではなく、各種交付金も活用しながら実施してまいりたいと考えております。

以上で、野瀬議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。野瀬議員。

○議員（４番 野瀬 繁隆） こういう事業というのは昔と違って、昔は道路整備なら道路整備だけの補助金とかいうふうな縛りがございましたけれども、先ほどから申し上げているように、か

なり自由度が高いということと、合っているかどうかわかりませんが、何となくかゆいところに手が届くような事業でございます。ぜひこういうのをしっかり研究していただいて、いろんな事業に取り組んでいただきたい。幾らかでも補助金が入ってくれば町のほうの財政も少し助かるのかなと思いますので、ぜひそれをお願いして、初めての質問でしたから非常にとりよめのない質問になったかと思いますが、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） なお、これより暫時休憩に入ります。午後からの再開は1時10分を予定します。

休憩 午前11時57分

.....

再開 午後1時10分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

なお、黒岩工務係長が業務のため退席していることを認めておりますので、御報告いたします。それでは、次に5番、黒木徳勝議員、発言席からお願いします。黒木議員。

5番 黒木 徳勝議員 質問事項

1. 洪水ハザードマップの作成について

○議員（5番 黒木 徳勝） 5番の黒木徳勝です。ただいまから議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問につきましては、東議員がハザードマップの見直しについてというようなことで、総務課長が平成19年度からいろんな経過を説明されましたので、あえて重複するかと思えますけれども質問をさせていただきたいと思えます。

ここ数年、想定外という言葉がもうなくなりまして、もう毎年、7月については我々が考えている以上に大雨が降ったというようなことで、非常に日本国全土に対しまして、九州であったり、また広島、また千葉県というふうに、非常に台風だったり、いろんな災害が起きています。そういう中で、政府は洪水危険地図の作成につきまして、国は平成27年度に改正された水防法では、浸水想定区域の基準となる雨量が、今までは数十年から100年に一度というようなことから、1000年に一度というふうなことに引き上げられました。

国は、浸水が見込まれる地区がある全国の1,347市町村に、避難所や避難経路などを盛り込んだハザードマップの作成を義務づけています。当町においても400万円の予算を計上されていますが、進行状況を問うものです。

そういう中で、まず、簡単ですけれども、小項目ごとに回答をお願いしたいと思います。

まず、作業業務委託料について、国の補助率が幾らかというふうなことと、まずどのような方法で入札がされるのか。または見積もり入札かと。業者の選定について。この3点について、まず回答をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、黒木議員の御質問にお答えいたします。

作業業務委託料といたしましては、洪水ハザードマップ作成業務委託料といたしまして、令和元年度当初予算7款4項1目河川総務費におきまして400万円を計上しておるところでございます。

補助額といたしましては、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、2分の1が交付金として歳入の予定でございます。

入札方法につきましては、プロポーザル方式で行うこととしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 問題は、この入札の方式ですけれども、どのような専門的な方を入れてするものか、そこら辺についてちょっと詳細にお聞きしたいと思うんです。1000年に1回というと、我々もわからないような知識を持った方が入って設計すると思いますが、そこら辺についてはどういうふうなことですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田管理係長。

○建設課管理係長（平田 隆司） どのような方が指名競争入札で選ばれているかということでございます。

国や県のほうが設定されました浸水想定区域がございますので、こちらをわかりやすいように図化できる業者のほうを選んでおります。例えば、地図に特化したような業者のほうを選ぶようにしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） ということは、福岡県はもう作成していると思うわけです。それに基づいて、大刀洗町も協議をするというふうなことになるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 先ほど平田係長のほうが申しましたように、地図に特化したような業者にプロポーザルをお願いすることとしておりまして、県のほうが、大刀洗川が平成30年4月、

国土交通省の筑後川が令和元年7月、小石原川が平成28年6月、佐田川が平成28年6月、この時期に浸水想定区域の見直しがっておりますので、こちらの図面のほうの読み込みができる業者というところで選定をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それでは、2点目のその内容について、今まで100年に一度から1000年に一度というふうな予想のこの考え方、それについては今の選定されたというふうなことでございますので、町としては、過去にあったのは、我々が知っているのは昭和28水ですか、それが大きい水害だったと思いますけれども、かく言うなら、国の指導、また県の指導、それに基づいて大刀洗町も結局そのような内容ですというふうなことになるのですか。そこら辺について、ちょっと再度お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田管理係長。

○建設課管理係長（平田 隆司） どのようなものになるかということですが、国のほうがガイドラインというのを出しておりますので、それに沿った形で、どのような地図にしていこうというものになります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） わかりました。言うなら、国・県のガイドラインに沿って大刀洗町も作るというようなことですね。はい。

それでは、3番目の、配布の範囲については、総務課長が申しましたように、全世帯に配布するというふうなことだろうと思いますけれども、そこら辺について、若干私も全戸数に配布してもらいたいと思いますけれども、問題はその説明会を私としては、もう配布するだけではなくて、今の災害を見ますと、自分の命は自分で守るというふうな自助努力ということが非常に叫ばれております。そういうことも含めて、校区別に考えるよりは、やっぱりこのマップを配布することだけではなくて、校区別に説明会を開催していただきまして、全住民が本当にこの災害に対して自分の命をどのように守るのかというようなことをしていただきたいと。そこら辺については校区別に説明会を開催してもらいたいというふうに思いますけれども、その点について回答をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） ハザードマップにつきましては、議員御指摘のとおり全戸配布のほうを考えております。それから、建設課窓口においても配布することにしてはおりますが、住民説明会についてはまだ全然検討しておりませんでしたので、今後ちょっと、どのような——開催も含

めて、開催したほうがいいのかどうかも含めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） これは4番目のことの住民への周知の徹底と一緒にになりましたけれども、非常に現在、この前の台風19号で10人も死亡したり、宮城県の丸森町では、避難を呼びかけに携わったところの行政さんの区長さんの意見が新聞に載っておりましたけれども、9割の人が、ほとんど避難はしなかったと。いろんな事情で。そういう中で命を落とされたというふうに書いてあります。

その主な理由は、家が安全であるというようなことですね。やっぱり避難が負担が大きいと。家族がいるから大丈夫と。それに避難所で迷惑をかけるというふうな目的があったようです。そういうことですので、私が言っているのは、そこら辺で住民の周知の徹底を校区でしていただいて、校区の中から、大堰は大堰なりのいろんな避難の仕方、また意見があると思いますので、そこは再度、言うなら総務課長のほから、町長から回答でよろしゅうございますけど、各校区で説明会をしていただくというふうなことの決定を、よければしていただきたいと思いますが、そこら辺の回答をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 校区への説明会ということですが、今現在、取水期前、5月の下旬ぐらいに、全区長さんではないんですけれども、小石原川左岸の区長様、栄田、稲数と菅野から西原までの8区長さんの皆様に役場に来ていただいて、防災の総務課と河川担当の建設課のほうで、防災関係及び避難関係については区長さんのほうに説明をして、避難準備から避難勧告、避難指示等の説明をしております。

その中で、区長さんたちにいつも言っているのは、町から避難勧告、避難指示を発令しますけれども、区長さんたちのほうがもともと地元に住んであって地域に詳しいですので、自分たちの目で見て、これは危ないと思った場合には、区長さんのほうから速やかに役場のほうに連絡していただければ、町のほうから避難勧告を出しますという御説明をして、実際に今年の7月も、床島区の区長さんのほうからそういう避難勧告指示を出してくれという連絡がありましたので、すぐに出した経緯がございます。

これを全校区にするかどうかについては、今後建設課と打ち合わせをして決めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 私が言っているのは、菊池校区についても、今年、ここ3年間ありますけれども、やはり今までに大雨が降って、結局通行止めですか。そういうところにおいても、

結局集中的に降りますので、道路等の通行止め等はここ数年間、地元の建設業が、雨の降った場合についてはもう通行止めの措置をしております。

そういうことで、私たちも水環境でお話したとき、土木長さんなりまた区長さんと一緒に、大雨が降った後すぐ、ちょっと現場を回ろうというようなことで巡回しておりますけれども、そういう中で、低いところがあるわけです。そこについては、胸までといたしますか、1メートルぐらいの浸水箇所が即できます。そういうところにおいてはたまたま地元の土木業者が通行止めを忘れておったところについて、やはり住民の方が見守りしながら軽自動車が立ち往生してそのままにしてあるというふうな状況です。

私が言っているのは、区単位じゃなくて、校区単位ですか、菊池は菊池、大刀洗、本郷、大堰という4校区の校区の集落です、校区単位に私はしてもらいたいということをおっしゃるわけですが、区単位じゃなく、そこについての検討を考えはしてもらいたいと思います。

そういうことが要望ですが、再度いかですが、区長、区単位じゃありません。そうするといろんな、やっぱり住民の人たちと区長さんの考えとは若干連絡もそこ辺が意思が通ずるかと思えますので、そこら辺にやっぱりちょっと段差があるかと思えますけれども、やっぱり校区単位にすれば、ほとんどの方が来られるというふうに思えますので。再度、回答お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 説明会の開催について、校区単位にという考えはないかということですが、答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 4つの校区に説明会を検討してくれということでございまして、防災を担当しております総務課と河川を担当している建設課のほうで協議して、まだハザードマップはできていないんですけども、ハザードマップ完成までには検討させていただきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） ただいまの答弁でよろしいですか、黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） やると言う方向でお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、黒木徳勝議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、11番、高橋直也議員、発言席からお願いします。

11番 高橋 直也議員 質問事項

1. 感染予防について

2. 出産子育て支援について

○議員（11番 高橋 直也） 議席番号11番、高橋直也です。通告に従い、関連事項も含め、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、風疹対策についての質問です。

インフルエンザの2倍から4倍の感染力が強いとされる風疹は、せきやくしゃみなどの飛沫を介してうつります。症状は発熱や発疹、リンパ節の腫れなどがありますが、自覚がない人も15%から30%ほどいて、気がつかないまま感染が広がるケースもあるそうです。

そこで、風疹患者数の今年の全国的、地域的な広がり状況について、町はどのように把握しているのかをお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 大項目ごとですが、2点目の関係はいいですか。

○議員（11番 高橋 直也） 小項目ごとですので、大項目になっていますか。

○議長（安丸眞一郎） ということで、2点目も含めて、まず1次質問をお願いします。（1）と（2）を。

○議員（11番 高橋 直也） 1個ずつ言わせてもらっていいですか。

○議長（安丸眞一郎） 通告で大項目ごとですから、1の感染予防についての（1）と（2）でしよ。ちょっと、暫時休憩します。

休憩 午後1時26分

.....

再開 午後1時28分

○議長（安丸眞一郎） 議事を再開いたします。

通告では大項目ごとということでしたけども、本人からの小項目ごとへの変更の希望がありました。執行部側もそれを了承ということで、小項目ごとに質問を続けてください。ということで、執行部の答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、担当の課長から答弁をさせます。

○議長（安丸眞一郎） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、風疹患者の全国的の広がり状況について報告させていただきます。

国立感染研究所、感染症疫学センターのほうの報告によりますと、2013年に1万4,344名の流行以降、患者数につきましては、2017年に91名と減少傾向にありましたが、2018年に2,946人、2019年は12月1日現在でございますけども、2,274名と、今、増加傾向になっております。

地域別で見ますと、関東地方で1,574名、全体の69%で最も多く、続いて近畿地方で249名、11%、九州地方で167名、7%、中部地方で120名、5%、中国四国地方で96名、4%、北海道、東北地方で68名、3%と報告されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ただいま答弁が終わりました。再質問、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 大項目から小項目への変更、本当申し訳ありません。

次に、風疹の予防についてお伺いいたします。

過去の予防接種施策の編成により、特に30代から50代の男性はワクチン接種を受けてなく、抗体の保有率が低いとされておりますが、現在の予防接種施策はどのように行われているのかをお伺いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 風疹につきましては、全国一斉に実施する定期接種と町が実施する任意接種の2種類ございます。定期接種につきましては、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性につきましては、今年度より3カ年を経て実施するものでございます。

国の方針では、初年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方に対して無料クーポンを配布しておりました。残りの方につきましては、順次発送するようにしている状況でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、妊婦やパートナーへの予防のための啓発活動と抗体検査費用、ワクチン接種費用の助成についてをお伺いいたします。

風疹で注意したいのが、妊婦や妊娠を希望する女性のいる家庭です。妊娠初期の女性が感染すると赤ちゃんが難聴や白内障、心臓病などを伴う先天性風疹症候群になる恐れがあります。予防はマスクや手洗いだけでは不十分とされ、ワクチン接種が最も有効な予防方法であると考えられます。ただ、妊婦自身はワクチン接種が受けられません。妊娠初期に受けた風疹に対する免疫の有無を調べる抗体検査で抗体が少ないとわかった場合に、家族を初め周囲の人が早目に予防接種するなど、予防に努める必要が出てきます。また、これから妊娠の可能性のある女性は、あらかじめ抗体検査を受け、ワクチン接種の必要があれば確実に済ませておく必要があります。

そこで、妊婦やパートナーへの予防のための啓発活動と抗体検査費用、ワクチン接種費用の助成について、現在の町の対応をお伺いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 妊娠希望者や妊婦の家族を対象にした任意接種につきましては、福岡県の補助事業を活用して実施しております。抗体検査や予防接種の費用でございますけれども、妊婦健診や福岡県が無料で実施している事業を活用しておりますので、個人負担はございません。また、啓発につきましては、今年度の広報の4月号、6月号で掲載しておりますし、町のホームページのほうにつきましても、お知らせをしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 予防接種法などの改定により、予防接種の種類や対象者など、その時代に合わせた予防接種を実施してきたと確認しておりますが、平成2年4月2日以降に出生された方は2回接種する機会がありましたが、それより前に出生された方におきましては、男女ともに接種を受けていても1回のみとなっております。さらには昭和54年4月1日以降に出生された男性は1回も風疹予防の接種の機会がなく、十分な免疫を持たない世代となっております。

このようなことから、30代から50代の男性が今後も多く感染していく傾向にあると考えられ、またそれらの世代の町民と妊婦とが接する家庭環境が増えることも踏まえながら、今後も町民の周知、啓発活動を徹底していただきたいことを申し上げ、風疹に関する質問を終わります。

次に、ロタウイルスについての質問です。

まず最初に、町のほうでロタウイルス胃腸炎について、どのような認識かをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、ロタウイルス胃腸炎につきましてでございますけれども、ロタウイルス感染症は、腸からの水分の吸収が阻害されて下痢を発症し、通常1、2週間で自然に治癒しますが、脱水がひどくなるとショック、電解質異常、時には死に至ることもございます。主に乳幼児、4カ月から23カ月児に重度の脱水症を起こすようなものでございます。日本における5歳未満の急性胃腸炎の入院の4割から5割程度がロタウイルス由来のようでございます。治療としましては、下痢に対する対処療法でございまして、一般的には輸液治療や食事療法が中心となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） つけ加えてちょっと説明させていただきますと、ロタウイルス胃腸炎は突然の嘔吐で始まり、1週間近く激しい嘔吐と水のような下痢が1日に数十回も続く、乳幼児の重い感染性胃腸炎です。激しい嘔吐、下痢のため、脱水になる危険性が高く、けいれんも起こします。脳炎、脳症も起こし、日本の小児急性脳炎や急性脳症の原因の第3位を占めています。

現在、日本では年間80万人の乳幼児が小児科で受診しており、これは就学前の子供の2人に1人がこの病気のために小児科外来を受診しているという計算になります。また、8万人が脱水やけいれんのため入院しており、これは就学前の子供の15人に1人が入院している計算になります。

ロタウイルスは感染力が強く、便や吐物から手指を介してうつります。便1グラムには数億個から数兆個のウイルスが含まれるとも言われ、0.01ミリリットルの下痢便で1万人を感染させるとも言われております。アルコール消毒では感染を防げず、塩素系の漂白剤のみが感染防止

に有効です。そのため、毎年春さきには保育園、幼稚園でロタウイルス胃腸炎は大流行します。これを予防するために登場したのがロタウイルスワクチンです。現在、2種類のワクチンが使用可能ですが、効果はほぼ同等と言われており、ロタウイルスワクチンの効果は脱水で入院する重症ロタウイルス胃腸炎を92%減らし、全てのロタウイルス胃腸炎に対しても79%の発症を予防するといわれています。

そこで、現在町内において、任意接種となっているロタウイルスワクチンの接種率はどのくらいかわかりであればお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 任意接種のロタウイルスワクチンの率でございますけども、当然、任意接種でございますので、本町のほうでは正確な接種率につきましては把握はできていない状況でございます。

ロタウイルスワクチンが2回ないし3回の経口摂取でございますして、一連の費用としまして、約3万円の高額というものでございまして、接種にためらう方もございますので、接種率につきましては、ちょっとはっきりしたものはわかりませんが、肌感覚としましては大体50%程度ではなかろうかというふうに考えている次第でございます。以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 平成25年11月に公表された厚労省のロタウイルスワクチン作業班中間報告書によれば、ワクチン接種率は全国平均で45%だそうです。ロタウイルスワクチンは接種費用が高額で、2回接種の1価ワクチンと3回接種の5価ワクチン、ともに総額3万円近くかかります。そのため希望はしているのに、接種をあきらめる家庭も少なくなく、親の経済力の力で希望するワクチンが受けられないことは悲しいことだと思います。

他の自治体でも半額助成がある自治体では、ロタウイルスワクチンの予防接種率の高さは群を抜いているとの情報です。高額なロタウイルスワクチンの接種補助をぜひ検討していただきたいと思っておりますが、その辺は町のほうはどうお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） ロタウイルスの定期接種化でございますけども、この件につきましては、国のほうも予防接種法の改正を行うようございまして、来年の10月ぐらいかと思っておりますけども、定期接種になるようございまして、これにつきましては、接種料金が無料ということになってきますので、当然、接種率は当然上がってくるのではなかろうかというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 再質問があれば、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 生後2、3カ月の赤ちゃんを抱えたお母さんが、小児科の受付で2万円から3万円の接種費用を払っている光景が、異常だと私は思います。ロタウイルス感染症は、腸からの水の吸収が阻害され、下痢を発症する感染症です。通常1、2週間で自然治癒するのですが、脱水がひどくなるとショック電解質異常を起こし、死に至るケースもあるほどです。

このような重症患者を生み出すロタウイルス胃腸炎の現状を知っておきながら、国の指示を待つなど、子供たちの立場になって考えれば、一時の猶予もないと私は思っております。ぜひ未来を担う子供たちのためにも、ロタウイルスワクチンの予防接種に対する助成補助をお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、出産支援などについての質問をさせていただきます。

子供一人育てるのに、養育費と教育費合わせて2,000万円から3,000万円ぐらいかかるといわれております。家が1軒買えるぐらいの金額です。ですが、大切な子供を育てるお金は皆さん惜しみません。子供にかかる費用のスタート地点の出産に出産祝い金を出してくれる自治体があるなんて、本当にありがたいことだと思います。

そこでお尋ねいたしますが、現在大刀洗町において、出産祝い金や出産奨励金などの制度はあるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

現在、大刀洗町のほうでは、出産祝い金という趣旨のものはございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 第5次大刀洗町総合計画の基本構想の中に、大刀洗町の目標人口がこのように謳われております。平成27年度の策定した「大刀洗町人口ビジョン」で上げた目標人口を踏まえ、計画的な土地利用や住環境の整備、産業の振興、保健・医療・介護・福祉の充実、子育て・教育環境の充実といった施策を総合的に展開し、出産率の向上や移住・定住を促進していくことで2028年の目標人口を1万4,558人と設定しますと書かれております。

よその自治体の例ですが、北海道の松前町では第1子に20万円、第2子30万円、第3子以降50万円、そして所得制限なしで高校生まで医療費が無料となる制度があります。福島県の矢祭町では、第1子、第2子ともに10万円、第3子50万円、第4子100万円、第5子が誕生すると150万円と出産祝い金がもらえ、さらに第3子以降は2歳から11歳まで毎年5万円ずつ、計50万円の健全育成奨励金までもらえます。矢祭町の出産祝い金は、健やか赤ちゃん誕生奨励金とされ、受給資格は出産の前に引き続き、1年以上矢祭町に居住しかつ3カ月以上養育しているものとされております。また、同じ福岡県内でも添田町において、出生児1人につき

5万円、第3子からは20万円、第4子50万円のお祝い金がございます。添田町の出産お祝い金は、出産奨励金とされて支給されております。育児奨励金もあり、第3児以上につき、月額1万円が支給されているとのことですが、今後大刀洗町のほうでもこのような制度を取り入れていくようなお考えはないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは高橋議員の御質問にお答えいたします。

今後の検討は可能かという御質問でございます。先ほど議員おっしゃられたとおり、県内でも主に京築、嘉飯山エリア等で、この出産祝い金のほうは支払われて、県内で12団体と思っておりますが、措置を講じている自治体の趣旨は、主に過疎化そして出生率の低下、こういった課題を解決するために、出産祝い金というものを講じているというふうに考えています。

一方、大刀洗町では、ここ数年出生者数は増加傾向のほうにございまして、出生率の減少、そして著しい少子化状態ではないというふうに判断しております。よって、出産祝い金等の検討については、今のところ行う予定はございません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 第5次大刀洗町総合計画の基本計画の施策にありますように、出産や子育て支援の充実の中で、安心して出産、子育てできる環境があり、子供も明るくすくすく成長していくという目標があるように、まず最初に出産という大事なできごとに、町も住民にしっかりと寄り添い、心強い支援ができることを改めてお願い申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

最後に、子育て支援についてです。

先ほども述べましたように、子育てには大変お金がかかります。特に医療費に関しては、乳幼児はもちろんのこと、やはりしっかりと体力が備わる中学生、高校生までは油断できないのではないかと考えられます。

そこで、現在子供医療制度における町の対応をまずお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、本町の実施しております子供医療費の助成制度について答弁いたします。

ゼロ歳から小学校就学前までの乳幼児に対しまして、医療費の自己負担がなく、入院、外来ともに全額助成しております。小学生に対しましては、外来は医療費の自己負担額を1医療機関当たり1月に1,200円までとしております。入院は、医療費の自己負担額を1日につき500円、ただし1月につき3,500円を自己負担額の上限としております。

中学生に対しましては、入院医療費の自己負担額を1日につき500円、ただし1月につき3,500円を自己負担額の上限としております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 近隣の自治体では、広川町や大木町は中学校3年生までを対象に自己負担分の全額補助を行っております。我が町においても今後18歳未満の医療費の助成について負担軽減策を検討していただきたいのですが、そういった検討の余地は、今後ございますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 今後の検討可能かということでございますけれども、子供医療助成につきましては、本町の財政状況と他市町村の助成状況、または国、県の動向を踏まえながら、今後さらなる拡充を行っていくかどうか、その他の子ども・子育て施策を含めまして、総合的かつ継続的に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋議員。

○議員（11番 高橋 直也） 子供医療制度は、乳幼児及び児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部または全額を支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進する制度です。

以前、平山議員の答弁に対して町長のほうから、現在のところは考えていませんが、他市町村の状況を踏まえながら、医療補助に限らず子育て支援にかかる支援について、総合的に検討すると答弁がっております。その答弁より3年ほど経過し、大木町などで近隣の自治体が先進的な取り組みを行われている中、大刀洗町も遅れをとることなく、子育てしやすい町、大刀洗の実現に向けて、総合的な施策の取り組みを心より期待申し上げまして、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、高橋直也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、議場の時計で14時まで10分、暫時休憩とします。

休憩 午後1時50分

.....

再開 午後2時00分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、2番、隠塚春子議員、発言席からお願いします。

2番 隠塚 春子議員 質問事項

1. 災害対応について

2. L G B Tの対応について

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚春子です。

大項目1点目、災害対応について。2点目、L G B Tの対応について、質問いたします。

まず、災害対応についてですが、毎年のように大雨による水害が発生しております。今年は台風も加わりました。被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

平成26年に、大刀洗地域防災計画が立てられており、小郡市との共催で防災訓練も実施されております。大刀洗の場合、以前の心配ごとは台風によるものでしたが、近年は当たり前のよう
に水害が発生しております。災害は、発生するものと捉えて、防災の観点を減災へと向けなければ
ならないと考えます。

そこで、減災の観点から次のことをお尋ねします。

（1）役場の対応についてです。

1、確認ですが、役場には自家発電の設備はありますか。また、停電が長引いた場合
などに備えて、電源車はありますか。

（2）避難所についてです。1、指定されている避難所の自家発電設備はいかがでしょうか。

2、今年の7月21日、8月28日の避難者は何人だったでしょうか。避難者への対応は何
人で働いたでしょうか。

3、現在、避難者のための備蓄はどの程度でしょうか。

4、プライバシーを確保するための対策はとられているでしょうか。

5、避難所には多目的トイレは設置されているでしょうか。

（3）高齢者、障害者の避難についてお尋ねします。

1、高齢者、障害者、あるいは幼いお子さんを抱えた方など、避難にサポートが必要な方
たちへの避難勧告、避難指示はどのタイミングで出されているでしょうか。これは、先ほどの東議員
と内容が重なると思いますが、あえてお尋ねしております。

2、特に勧告指示がたびたび出される地域でサポートが必要な人数は把握されていますか。

3、そのサポートの体制は、個別の状況を把握して取られているでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 担当の課長より答弁をさせます。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、隠塚議員の御質問に答弁いたします。

まず1点目の役場の災害対応について答弁いたします。

役場の自家発電と電源車の設備についてでございます。非常用発電機は役場庁舎1階に設置をし、専門業者に委託をし、年2回試運転及び定期点検を実施しております。また、予備燃料として20リッターのポリタンク5個を配備をしております。電源車については、所有はしてありません。ただし、必要が生じた場合には、国や県または九州電力等に要請をするようにしております。

2点目の避難所について答弁いたします。

指定避難所の発電設備についてです。町が指定する指定避難所13カ所については、ポータブル式の発電機を各避難所に1基ずつ配備をしております。先月の16日に職員による防災訓練を実施したときには、中央公民館のほか4つの校区センターにおいて避難所開設中に停電したという想定で職員が非常用発電機を起動させる訓練を行いました。

7月21日及び8月28日の避難者数と受け入れ体制について説明いたします。

7月21日の避難者数は35世帯85名でした。受け入れ体制は職員4名で避難所運営に対応しております。8月28日の避難者数は18世帯32名でした。受け入れ体制は職員3名で避難所運営に対応をしております。

現在の備蓄状況でございますけども、役場庁舎に飲料水として360リットルと非常食としてアルファ米1,200食と簡易トイレ105個、毛布200枚を備蓄しております。

また、朝倉市の倉庫には、飲料水として4,380リットル、非常食としてアルファ米1,200食を備蓄をしております。

プライバシーの確保の対応についてですけども、数年前から水害や台風等により、避難所を開設する機会が増えましたが、住民の避難所への滞在期間は短い場合はその日のうちに帰られ、長くても一晩宿泊され、翌日には帰られる短期型の避難のため、現在のところ特段のプライバシー対策は行っておりません。ただし、避難所においては、複数の部屋がある場合は、要配慮者を考慮した部屋分けの対応を行っております。

今後、大規模災害により避難所生活が1週間とか1カ月以上の長期になる場合には、プライバシー対策も含め、避難所運営方法の見直しが必要と考えております。

避難所の多目的トイレについてですが、指定避難所は13の施設を指定しており、現在、多目的トイレがある施設は8施設、多目的トイレがない施設が5施設の状況ですが、校区センターでは、本年度、トイレ改修事業により、来年3月末までには全ての校区センターに多目的トイレが設置される予定です。

高齢者、障害者の避難について説明いたします。高齢者、障害者への避難勧告等の発令タイミングについて、災害時の警戒レベル4の避難勧告、避難指示を発令する前に警戒レベル3の避難

準備、高齢者等避難開始を町が事前に発令するので、この情報に基づき、避難準備をするなど、対応していただきたいと考えております。

サポートが必要な人数の把握については、大刀洗町では、災害対策基本法が改正され、平成28年に避難行動要支援者名簿を作成し、平成29年度30年度と名簿の対象を年1回見直しております。令和元年9月1日現在、要支援者数は669名でございます。

また、サポート体制の区別、状況の把握については、要支援者は669名中、平常時から地域の避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意されてある方498名の方については、民生委員さんが緊急連絡先、受診病院名、見守り協力員等を記載した個別支援計画を策定しております。

要支援者名簿や個別支援計画につきましては、各行政区の小地域協議会において、地域の協力員等に情報共有され、平常時からの見守りや災害時のサポートに活用されています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があればどうぞ。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） まず、役場の自家発電の設備ということですが、約100リットルぐらいの予備があるということですが、どの程度の時間、これは使用可能でしょうか。また停電等が長引いた時に、備蓄量が不足した場合の対策はとられているでしょうか。

それから、電源車はないということでしたが、先ほどお答えいただきましたけれども、今年の千葉県の場合もありますし、近いところに電源車がない場合は、なかなか手配も、また陥没していたり水没していたりとか道路の状況のこともあると思いますので、今後電源車をせめて1台でも設置するというか配備するようなお考えはありませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） では、お答えいたします。

まず、役場にありますが非常用発電ですけども、これは平成元年に設置をしております。ディーゼルエンジンで90リッター満タン入りまして、通常の作動で15時間ほど稼働します。ですから、100リッターの備蓄がございますので、約30時間は回り続ける、その間に燃料を補給すれば大丈夫かと考えております。

電源車につきましては、今のところ購入予定はございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 30時間の先ほど、もう1点、お尋ねした足りないときの手配とかそういう対策は考えていらっしゃるかどうかということ。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 失礼しました。燃料の補給ということになると思うんですけども、数年前大刀洗町と小郡防災協会で協定を結びまして、その小郡三井地区防災協会の中にプロパンガス屋さんとか、ガソリンスタンド屋さんとかが入っております。ですから、災害時は優先してそういう必要な物資は供給してくれる協定になっておりますので、燃料補給は大丈夫であると考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 対策がなされているようで安心いたしました。

次に、避難所についてですが、同じように指定されている避難所の発電設備はあるということですが、同様の質問です。どのくらいの時間使用可能かということと、もう1点、不足した場合の対策は同様と理解してよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 答弁いたします。

指定避難所に設置しているポータブルの発電機ですけれども、4、5年前に購入をしております。稼働時間はカタログを見ると5時間から8時間稼働という表示がありますので、5時間から8時間、ただ備蓄の燃料はございませんので、なくなった場合には、避難所から対策本部のほうに連絡があって、対策本部から災害協定を結んだガソリンスタンドのほうに燃料の購入に行って配布するという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） では次に、②の7月21日、8月28日の避難所の人数ということですが、私がお聞きしていたよりも多い人数で役場の方は対応していただいているようで、ちょっと安心したところです。

その中に、両日ともに避難された方はいらっしゃったでしょうか。また、自主避難をした方はおられたと思いますが、いかがでしょうか。それと、応援体制は整っているようですので安心しましたが、対応に対しては、男性職員と女性職員の方、双方で当たられているかをお聞きしたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） お答えいたします。

7月21日と8月28日の水害のときの避難所において、両日ともに避難されてきている人数ということですね、20名ぐらいだと思います。

それと、自主避難者がいたかということですが、まず7月21日について御説明いたしま

すと、7月21日は7時10分に警戒レベル3の避難準備及び高齢者避難開始の情報を発令しております。そして、7時には避難所、中央公民館を開設しましたので、これは自主避難じゃなくて避難者ということになりますから、7月21日はいません。8月28日ですけども、8月28日は、朝の6時40分に避難勧告を発令をしております。これ床島地区にですけども、避難所の開設が同じく6時40分でしたので、これも避難勧告発令と同時に避難所開設ですので、自主避難者はいません。

あと、何でしたか。

○議員（2番 隠塚 春子） 職員の方の。

○議長（安丸眞一郎） 男女別。

○総務課長（重松 俊一） あと避難所に当たった職員ですけども、基本的には1避難所に2人で対応するようにはしているんです。ただそれを故意的に男女にするとか男2人とか女2人とか、そういうことは特に決めておりませんで、一応、避難所運営対策については、各課で対応していただいていますので、各課の職員で出れる人が出る形で対応していますから、特に男性女性の割合は決めてはおりません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに職員の方も被災者の1人だと思いますので、対応に当たられるのに決めるのは大変だとは承知しております。しかしながら、避難者の中には女性の方もいらっしゃると思いますので、ともに対応に当たっていただくと、特に女性の避難者というのはやっぱり女性のほうが言いやすいということもありますし、そういう体制をちょっと意識していただいて、計画を立てていていただきたいと思います。

それから、自主避難者が今回はいなかったということなんですけれども、避難所に行けば何とかなると思っていられる住民の方が、実は以前は私もそうだったんですけど、多いと思います。自主避難者の場合は、基本自己完結ということで、自ら食料とか毛布を準備しなくてはならないということになっています。そのことを知らない人は多いのではないかと思います。広報などで一度知らせて確認していただく必要もあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） おっしゃるように、基本的に自主避難の方は、自分で飲料水なり食料を持ってきていただいて、自分で過ごしていただくというのは基本になっています。町としては、避難所開設について、防災ラジオ、もしくは緊急エリアメール、あとは町の広報車等で何月何日何時から避難所を開設していますという広報を行っております。その中で、避難者の方については、飲料水、もしくは食料等を御持参くださいということで説明をしております。

それともう1点ですけども、8月28日の大雨水害のときには、朝6時40分に、間違えました8月の28日ではなくて、9月22日が夕方3時に避難所を開けて、翌日の朝8時半に避難所を閉鎖しました。このときは、避難者の方、台風が来たので自主避難でございましたけれども、町のほうで非常食のアルファ一米にお湯を注ぎまして、希望者の方に非常食を配布し、また飲料水等を配布はしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 自主避難者の方にも、そういう対応をとられていただいたということで、大変うれしい答弁をいただいたと思っております。

次にですが、備蓄品の状況ということで、かなりの備蓄がしてあるようですけれども、ただ備蓄品の多くが麒麟倉庫にあるようですが、避難所で不足した場合の補充は誰が行われるのでしょうか。また、過去にそのような例があったのでしょうか。

それから、保管料のほうは、去年は32万5,350円ということですが、備蓄品の搬出、搬入にはフォークリフトを使用した場合など、別途料金が必要だと聞きました。去年は幾らかかったかわかりますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 答弁します。

まず、役場の倉庫に備蓄品がございますけども、それがなくなった場合の補給体制ですが、一応、大刀洗町の地域防災計画によりますと、避難対策部という班がございますので、そちらのほうで非常食等の補給をするような形になっております。

朝倉市の倉庫での搬入、搬出についての発生する金額ですね。1階の1パレットをフォークリフトで動かすについて250円料金がかかりますので、平成30年度は5月と3月に棚卸、商品の確認等しましたので1,350円かかっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） わかりました。補充の場合には道路の状態もあると思いますので、皆さん気をつけて移動していただきたいと思います。

それから、先ほどお示した、この防災計画ですけれども、食料、生活必需品の確保については、調達先をあらかじめ指定し、関係業者と協議しておくなど、調達計画を立てるとともに、公的備蓄の必要性について検討するとありますが、検討はなされたのでしょうか。

また関係業者との協議状況はいかがでしょう、既に契約を結ばれたのでしょうか。また備蓄品のリストには、生活必需品、医薬品が少ないように思われますが、関係業者の中には、それらを

含んでいるのでしょうか。なお、公的備蓄とは何を指すのでしょうか。お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 答弁いたします。

まず、備蓄の計画ですけれども、備蓄品につきましては、当初の考えは水害の発生ということで、小石原川左岸の600世帯の方の3日分の食料を備蓄する計画で進めております。ただ、食料品、備蓄品につきましては、どうしても賞味期限がございまして、3年から5年で賞味期限が過ぎますので、なるべく長いやつを備蓄する計画でストックはしておりますので、ただ、今現在、小石原左岸の600世帯の3日分があるかどうかについては、ちょっと確認はとれておりませんが、基本的にはそういう3日間を計画しております。なぜ3日間かと申しますと、災害発生から3日後には国、県なり公的な機関から食料なり非常食がやってくるので、3日間もてば何とかその後の支援は受けられるということで、単独市町村では3日もてば何とかかなと考えると3日を考えております。

業者への分ですけれども、基本的には年間予算35万円で毎年非常食の飲料水、もしくは非常食を購入しておりますので、年度内には購入する形で進めております。

生活備蓄が少ないということですが、基本的には3日間の飲料水なり非常食があれば、あとの生活物資につきましては、国、県からの応援物資、もしくは支援物資が届くと思いますので、とにかく3日間の住民の生命を守るという形で食料品に専従した形で備蓄をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 済みません、関係業者との契約等に関しての質問にお答えいただけないように思いますが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） どういう質問の内容か、ちょっと理解できませんので、内容もうちょっと詳しく説明していただいてよろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 防災計画の中の関係業者と協議しておくなど、調達計画を立てるとともにということと、公的備蓄の必要性について検討するとあります。関係業者との協議とか契約はされて結ばれたところがあるのかというのが1点と、それから公的備蓄というのは何を指しているのかということです。

○議長（安丸眞一郎） 以上について答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 済みません、そのおっしゃっているところは、この防災計画の何ページをおっしゃっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 済みません。申し訳ありません。ページを書き忘れていて。

○議長（安丸眞一郎） マイクを通して発言をお願いします。

○議員（2番 隠塚 春子） 申し訳ありません、何か、付箋をつけていたところが間違っていたみたいで、さっと探せずにおりますので。多分、50ページになるんじゃないかと思って。そうですね、50ページの1のところ。食料及び生活必需品等の確保というところです。

○議長（安丸眞一郎） 50ページのところということですが、よろしいですか。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） ありがとうございます。

地域防災計画の50ページですね。まず、必要に応じて関係業者と協議をしておくということで、これについては入札等で非常食を購入しますので、入札業者の選考及び入札日の日程を決めて入札をする、そういう手続きを踏んでおります。

下のほうの公的備蓄は何かということですが、これは、私的備蓄が個人が準備する備蓄でございますので、公的備蓄ということであれば、公共団体が住民の皆さんのために非常食を備蓄するということの公的備蓄という意味と考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 私が聞いたところによると、ナフコさんといざというときには、協議が進んでいて、不足物資を運んでいただく契約が進んでいるというふうに伺ったのですが、それは違ったのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） ナフコさんとそういう協定を結ぶという話は聞いておりますけど、まだ、締結したかどうかについては、確認はしておりません。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） わかりました。今後とも、いざという時のために備えていただきたいと思います。

次に、④のプライバシーを確保するための方策ということで、とられていないということですが、そうしながら他の部屋を使われているというところで、なんとか今のところはなっていると思います。その点では安心をしたところではありますけれども、先ほどのお話だと、一晩を過ごした方たちもいらっしゃるということで、家族以外の方と過ごすのは大変ストレスを伴います。自宅に帰られたときに疲労感を軽減するためにも、例えば長期にわたった場合ですけれども、防災訓練とかで、段ボールとか会議用の机とかで利用する、そういったことを、今後考えてみられるというのも一つではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 答弁いたします。

プライバシー確保も重要だと認識しておりますけども、災害時での避難所での最優先事項としては、避難者の安全、次に食料、あとはストレスの少ない生活環境の整備だと考えております。災害発生から3日すれば、国や県からの支援物資が到達すると言われているため、町としては、この3日間の食料確保を最優先として予算を使っているところでございます。

プライバシー確保の物資につきましては、避難生活が長期になる見込みになった場合、国、県のほうに支援物資として要求することもできると考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かにそのとおりだと思います。とりあえずは安全ということで、それから食べるのも生きていく上での最低限度のことが必要なことは十分承知しておりますけれども、意識の中にプライバシーの確保ということがあれば、対応の仕方も違ってくると思いますので、それはぜひ意識してやっていただきたいと思います。

5番目の避難所に多目的トイレはということで、順次計画されているということで、大変安心いたしました。中央公民館には確かなかったと思うんですが、校区センターのほうは御返事をいただきました。中央公民館のほうはいかがでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 中央公民館については、残念ながら多目的トイレはございません。ですので、中央公民館につきましては、2階に行くエレベーターもございませんし、避難所としても使用しておりまして、何かと不具合もございますので、一応改修計画を来年度に計画をしておりますので、その中で多目的トイレも含めて改修計画の中に入れて改修していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ぜひよろしく願いいたします。

次に（3）高齢者、障害者の避難についてであります。3点ほど上げております。ここでちょっとAさんのお話を紹介したいと思います。とてもよく頑張っているらっしゃると思うのは、社会福祉協議会の専門相談員という方がいらっやいまして、ひとり暮らしの方、単独歩行が不可能な方の見回りをされていまして、3カ月から6カ月に1回ぐらいの割合で訪問活動をなさっているということです。

8月15日の台風の後、再訪問すると、入り口の半分近くまで水がきたということで、その方

は不安になり、ショートステイの契約を結ぶための受給者証の申請をすることにしたそうです。他の自治体では、ショートステイのための受給者証は、定期的に利用する人にしか発行されていないというところもあるそうですが、本町では、こういう緊急避難者に対しても発行されるということで、大変喜ばしいことだと思います。

さて、Aさんですが、施設と面談していたものの、8月28日は契約に至っていなかったそうです。今のうちなら送っていけるということで、家族の進めにより、電話連絡で「そういうことで大丈夫」という大刀洗のシステムになっているそうで、そのことも安心いたしました。受け入れていただいたということで、専門相談員の方と施設の担当者の方に大変感謝しておられました。

しかしながら、Aさんは中央公民館が一番近いので、中央公民館に行きたい、けど使えるトイレがないということで行くにも行けないというお話を伺っております。これが改装されたらお使いになれるようになって、中央公民館に避難ができるようになれるのではないかと喜ばしいことだと思っております。

また、Bさん、5件ほどの契約を既に結んでいらっしゃるそうですが、8月15日の台風のときは連絡を入れたけれど「お盆で対応する人がいないから」ということで断られたということです。

このような例が示しますように、一人一人の事情が異なります。取り残される方がいないように、なお一層のサポートをお願いするものです。

これで、大項目1番目の質問を終わります。

次に、大項目の2番目、LGBTの対応について伺います。

性的マイノリティといわれる方たち、Lレズ、Gゲイ、Bバイセクシャル、これは両性愛者のことです。それからTトランスジェンダー、心と体の性が一致しない人のことです。最近では、これにQクエスチョン、男性とも女性とも自認できない人たちのことです、これを加えて言う場合が多くなっています。

また、誰にでも共通するというので、ヨーロッパを中心にセクシャリティのあり方を示すSOGI（ソジ）と読みますが、という言葉が使われてもいます。SOセクシャルオリエンテーション、性的嗜好、GIジェンダーアイデンティティ、性自認のことです。調査自体が大変難しいこともあり、割合をつかむことが難しく、本年5月の電通の調査では、11人に1人、それから株式会社LGBT総合研究所の、少し前になりますが16年の調査では13人に1人ということです。13人に1人ということは、通説になっていることから推察すると、大刀洗町には1,000人程度の性的マイノリティの方がいらっしゃることにあります。性別違和感、性的嗜好の違和感を自覚し始めるのは、小学校の高学年からという研究調査結果が出ております。そこで、先生方には研修などがなされていると聞いております。しかしながら、もしかしたらと感じ

ることがあっても、研修で当事者の話を聞いた後でも、どう対応していいのかわからないという声を聞きました。

そこで、教育長にお伺いします。

1、LGBTについては、どのような教育が実践されているでしょうか。

2、学校のトイレや更衣室などの対応はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それではお答えいたします。

まず、小中学校での取り組みですが、小中学校での把握は、子供自身や保護者からの相談によってとなりますけれども、LGBTに限らず配慮が必要な子供はたくさんおまして、保護者と連携しまして、専門家や養護教諭等と一緒に具体的に個々に応じて取り組んでいるところでございます。保護者へは、学校だより等でLGBTQについて、理解協力とともに、何事によらず困っていることについては相談していただくように呼びかけておまして、教育相談体制を整えているところでございます。

児童生徒には、発達段階に応じて、学級活動や保健指導の中で取り組んでいるところでございます。

また、今年度は、相談窓口の電話番号が書いてありますLGBTQプラス、子供、若者専用電話のカードを全員に配布しているところでございます。

職員への取り組みとしては、人権研修も含め、LGBTQプラスの子供たちも安心して通える学校への演題で、相談や支援を行っている団体の方を講師としてお迎えしまして、8月に研修を行ったところでございます。各学校とも必要に応じて研修を行っているところであります。

次に、トイレのことでお尋ねですけれども、トイレにつきましては多目的トイレを、更衣室については保健室等を使用して対応しておりますけれども、トイレや更衣室を含め、子供自身や保護者と協議し、個々に応じた合理的な配慮を行わなければならないと思っております。

また、現在、小学校のトイレ改修の実施設計を行っているところであり、学校とも十分に協議しながら、各学校ともスペース等の問題もありますけれども、誰もが使いやすいトイレの設計を現在行っているところであります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 実は、先日大堰小学校の校長先生にお会いすることがあって、トイレの改修が多目的トイレが作られると聞いて、大変喜ばしいことだと思います。確かに、対応というのはとても難しいし、子供たちにどう教えていいのかというのは、試行錯誤の中にあるかと思いますが、人権教育の中の一環として、ぜひ取り組んでいただきたい課題ではあるかと思いま

す。

また、トレイの問題に戻りますが、最近では改修とか改築のときにも男子トイレも全室個室にするというようなところが増えてきております。そういうこともせつかくの改修ですので、余計な予算措置が必要だとは十分承知しておりますが、これからの改修に向けて考えていただければと思います。

LGBTの当事者だけではなく、多目的トイレを使用することで、あの人はと好奇心目で見られることがない、それがその人の個性だという環境をつくるのが、障害を持った方やLGBTの方たちの人権を大切にすることだと考えます。

12月号の「広報たちあらい」で、大変すばらしい中学生の文章を見つけました。少しだけ紹介します。「障害は、欠点でもハンディーキャップでもなく、ただの一つの個性に過ぎません。少しでも多くの人がこのことを理解し、差別のない平等な社会をつくっていきたいです」という内容でした。障害は個性という考え方です。私も多いに賛同するものです。何て素敵な子供が育っているんだろうと大変嬉しくなりました。このことはLGBTの方たちへも通じるものです。

ある機関の調査によりますと、性的なマイノリティをネタにした冗談とかからかいを見聞きした人が84%、いじめや暴力を受けた人が50%、それによって自殺を考えた人が32%、リストカットなどの自傷行為をした人は22%という結果が出ております。少しずつではありますが、こういうことがないようにということで、ぜひ教育の一環として意識をしていただきたいことが一つと、それから少しずつではありますが、自由意思でカミングアウトできる環境も整いつつあります。また、既に同性婚を認めている国は26カ国あり、同性によるカップルが不利益を受けないように、パートナーシップ制度を実践している自治体も世田谷区を初め12自治体となり、本年は27の自治体には住民による請願も出されております。ここは町長にお伺いいたします。誰でも安心して住みやすい大刀洗町づくりのためにも、パートナーシップ制度を導入するお考えはありませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） いいですか、安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今のところありません。

○議長（安丸眞一郎） 終わりましたけども、再質問があれば、隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） パートナーシップがあることで、理解が深まって、セクシャルマイノリティの方たちを1人にしない差別のない社会へと変わっていくと思います。次期町長のときにも、また同じような質問をさせていただこうと思いますが、ぜひ皆さんの中でも意識していただきたいと思います。教育長には今後とも、紹介した中学生のような人権感覚の備わった子供たちが育つように、教育と環境を整えていっていただくよう希望して質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、隠塚春子議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（安丸眞一郎） ここで、暫時休憩をします。議場の時計で15時から再開します。

休憩 午後2時48分

.....
再開 午後3時00分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 子育ての負担軽減と健康増進について
2. 学校および保育所の給食費について
3. 学校空調について
4. 町葬斎場について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従い、質問をさせていただきます。

今回改選がありました。今回の選挙で私どもは第1に暮らしと子育てを応援すること、第2に命と暮らしを守ること、第3に行政をチェックし、不用な事業の縮小、廃止等訴えてまいりました。住民の皆さんにアンケートもお願いしながら、こうした政策を訴えてきました。今後も住民福祉の増進のために、この4年間も住民目線での活動を心がけてまいります。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。なお、この今回の席替えがありまして、一般質問の背後に私が映り込まなくなりましたので、少し肩こりが緩和されたところではございます。

さて、1点目ではありますが、これらの項目につきましては、議員に当選させていただいて以来、一貫して訴えてきた課題であります。今回特に住民の負担軽減、特に子育て世代への支援の実際について質問をさせていただきます。

思えば、初当選させていただいた20年前は、子供の医療費への助成は3歳未満まででした。すなわち、0、1、2歳の3年間しか助成がなく、3歳以上は3割負担という現状でありました。

こうした状況に対し、県内各地で助成の充実を求める運動が広がりました。この議会においても、「筑紫野市が4歳までの独自助成に踏み切ったが、当町でも乳幼児医療への支援を進めたらどうか」という質問を行ってまいりましたが、当町の答弁はこの1歳分の上乗せも考えないという一点張りでありました。

それから、約20年の時を経て、途中小学校入学までの医療費助成が実現し、その後全県下で小学校卒業までの助成、さらに先日の報道によれば、福岡県は2021年度に中学校卒業までの医療費助成に踏み出すとのことであります。

幅広い皆さんとの粘り強い協働で、この20年間で子供医療費への助成は大きく前進しました。

県議会においても、日本共産党の議員団が粘り強く質問してまいりました。県民の皆さんとの協働で今回の方針が出たことを大いに歓迎したいと思います。

当町においては、この間、所得制限の撤廃や中学校卒業までの入院に関する助成など、一部に独自の取り組みもありましたが、基本的には県の助成制度に合わせる形で対象年齢を引き上げてきました。

中学生の医療費については、今年度から県南の大刀洗と同規模の大木町、広川町では助成が実現しています。さらに拡充が続いているということです。

また、県内の自治体におきましては、18歳までの医療費助成に踏み出している地域もあります。

一方、当町においては、小学生以上では窓口の一部負担が残っています。通院にあつては1医療機関当たり月1,200円まで、入院にあつては月3,500円までの負担が発生しています。となりますと、1月に複数の医療機関を受診したり、複数の子供が病院にかかったりしますと、1月に少なくない負担が発生するということではないでしょうか。この自己負担の大きさは見逃せません。

もう1点、子育て支援の点からも見過ごせない問題があります。国民健康保険税の均等割の制度です。市町村国保については、加入者の所得が少ないことや、所得に対する税率が異常に高く、能力を超えた負担を課す税として引き下げが急務と考えています。これについても度々取り上げてきたことではあります。

その中で、世帯の加入者一人一人に課税される均等割は、生まれたばかりの赤ちゃんにも一律課税するもので、近代の税制に逆行したいわば人頭割税ともいえるものです。本来であれば、扶養する家族の数に応じて税額が控除されるべきところ、子供の数に応じて税額が跳ね上がる制度となっています。これは、子育て支援にも近代税制にも反した制度といえるのではないのでしょうか。全国でも子供の分の均等割を廃止する動きが広がりつつあります。当町でも措置すべき問題ではないのでしょうか。

そこで、6点質問いたします。

第1に、子育て世代の負担を軽減し、安心して医療を受けられる制度を充実させることの意義について、町としてはどのような認識をお持ちでしょうか。

2つ目に、未成年者への当町の医療費助成の現状と近隣自治体の状況について、直近の状況はいかがでしょうか。

3点目に、中学校卒業、または18歳未満までの医療費を助成した場合、その軽減見込み額はいかにほどになるでしょうか。

4点目、小中学生について、窓口の一部負担を廃止した場合、軽減見込み額はいかがでしょうか。

か。

5点目、国民健康保険税について、18歳未満に係る均等割を廃止した場合、軽減見込み額はいかがでしょうか。また、多子減免、一部減免についてはいかがでしょうか。

6点目に、上記のことについて、町として今後の方針はいかがでしょうか。

以上6点につき、答弁をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、担当課長に答弁させます。

○議長（安丸眞一郎） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） それでは、平山議員からの質問に対して答弁いたします。

まず、1点目の子育て世代の負担を軽減し、安心して医療費を受けられる制度の充実させることの意義について答弁いたします。

国及び地方公共団体が、子供の医療費の助成をすることによって、疾病の早期診断、早期治療による保険の控除がなされ、また子育て世代の経済的負担をやわらげることができ、ひいては子供の健やかな育成に寄与するものであると考えております。

次に、2点目の未成年者への当町の医療費助成の現状と近隣自治体の状況について答弁いたします。

先ほどの高橋議員の分と重複いたしますが、御了承お願いいたします。ゼロ歳から小学生未就学前までの乳幼児に対しましては、医療費の自己負担額はなく、入院、外来ともに全額助成しております。小学生に対しましては、外来医療費の自己負担額を1医療機関当たり、1月につき1,200円までです。入院医療費の自己負担額を1日500円、ただし1月につき3,500円の自己負担額の上限としております。中学生に対しましては、入院医療費の自己負担額を1日につき500円、ただし1月につき3,500円を自己負担額の上限としております。

次に、近隣自治体の状況でございますけども、小郡市につきましては、入院に対する医療費助成は本町と同じでございます。また、外来に対する医療費助成については、ゼロ歳から3歳未満は医療費の自己負担額はありません。ただし、3歳以上小学校就学前までについては、自己負担が1月につき800円までです。小学生に対しましては、本町と同じ助成となっております。

朝倉郡筑前町と朝倉市については、対象者、自己負担額ともに本庁と同じ助成となっております。朝倉郡東峰村と三潁郡大木町については、ゼロ歳から中学校までの子供に対して医療費の自己負担額を入院、外来ともに全額助成としております。

次に、3点目の「中学校卒業または18歳未満までの医療費を助成した場合、軽減見込み額は」でございますけども、中学校卒業までの医療費を助成した場合の軽減見込み額、すなわち町の負担額については7,000万円程度を見込んでおります。

また、18歳年度末、高校生までですけれども、医療費を助成した場合の軽減見込み額、すなわち町の負担額につきましては7,500万円程度を見込んでいるものでございます。約4,000万円程度が補助対象になるというふうに考えております。残り3,000万円か3,500万円程度が町の一般財源になるというふうに考えております。

続きまして、4点目の小学生、中学生についての窓口の一部負担を廃止した場合の軽減見込み額でございますけれども、小中学生の医療費については、本町の現行の助成制度のもとに、医療機関の窓口などで支払う一部負担を廃止した場合の軽減見込み額、すなわち町の負担額につきましては550万円程度見込んでおります。

次に、5点目の「国保税について、18歳未満に係る均等割を廃止した場合、軽減見込み額はどれぐらいか、多子減免、一部減免についてはどのように考えているか」でございますけれども、平成31年4月現在の国保加入者をもとに計算を行ったところ、18歳未満の被保険者に係る国民健康保険税の均等割を廃止した場合の額は、約750万円と試算しております。

次に、多子減免につきましては、18歳未満の被保険者がいる世帯のうち、2人目以降全員の均等割を免除した場合は約190万円、同じく3人目以降全員の均等割を免除した場合は約120万円と試算しております。なお、一部減免につきましては、対象者や減免率など、適用条件をどのように設定するかによって当然額は大幅に変動いたしますので、パターンは幾通りにもなりますので、試算ができていない状況でございます。

最後に、今までのことにつきまして、町としての今後の方針はどうかということでございますけれども、まず子供医療費の助成の拡大につきましては、本町の財政状況と他市町村の助成状況、また国の動向を踏まえながら、今後さらなる拡充を行っていくかどうか、その他子ども・子育て支援策を含め、総合的かつ継続的に検討してまいりたいと考えております。これにつきましても、先ほどの高橋議員のときの答弁とかぶるものでございます。

また、5点目の御質問いただいた、国民健康保険税の18歳未満の被保険者に係る均等割の廃止の件につきましても、厚生労働省が実施している国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議におきまして、この子供に係る均等割保険料の軽減に関する提案について、引き続き議論がなされる予定でございますので、今後ともその動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 順次再質問させていただきます。

まずは、1の子供医療費への助成についての意義であります。疾病の早期発見、治療、それから経済的負担の軽減、子供の健やかな育成に寄与するという事で、町としても、これは効果のある事業であると、必要な事業であるということをお答弁していただいたものと思っております。

大刀洗の町の方針を見ておりますと、同様のことが書いてありますし、やはり他自治体の助成の意義についても同様のことが書いてあると思います。この点については、私どもの考え方も全く一致でありますから、このこうした目的、効果を目指して、どれだけの助成や負担軽減ができるかということは、今からの自治体に非常に問われていることだと思います。

子供の医療費、それから国保税、後から触れますけど給食費の問題とか、全国少くない自治体が、今こうした社会情勢の変化の中で無償化あるいは一部無償化、助成拡大について積極的に足を踏み出しているということを御承知おきいただきたいと思います。

特に、医療費助成につきましては、市町村が独自に助成を拡大していったって、国や県の制度が後からついてくるという傾向が、非常に顕著です。当然、必要な子供たちの医療費助成については国の責任で行われることというのは、まず一つの大前提であります。対して国の制度でこうした負担軽減を行うことを求めていくと同時に、これまでの流れに考えて、市町村でも積極的に支援を広げることが全国的な制度拡充の土台になると確信しています。その点でも、来年度以降の方針として、この分野への投資は不可欠のものではないでしょうか。

医療費につきましては、答弁にもありましたように、県南でいいますと大木町それから広川町、県南で唯一残っているのは私ども含めて3町のうちの2町が中学校卒業までの助成に踏み出したほか、県内でも半数の自治体が中学生までの助成に踏み出しているというふうに聞いております。

それと、遠くの県内よりもお近くの佐賀県を見ていただきたいんですが、佐賀県では子育て支援という点で、東部の自治体を中心に18歳までの医療費助成に、今大きく足を踏み出しています。私どもの筑後地区に隣接する基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神崎市、多久市などがあります。こうした自治体では、18歳未満の医療費助成に既に取り組んでおります。

子供の健康を守り、子育て世代の負担を軽減するのはもちろんのこと、少子化対策としても有効であるとして施策が広がっているようです。佐賀県内の事例を大いに参考にしながら、この県南の地域でも制度が広がるように、引き続き求めていきたいと思います。

これが1点目についてであります。2点目の近隣自治体の状況じゃそういうことなんですが、3点目に先ほどの答弁の中で、中学校卒業までの医療費の軽減額は約7,000万円で、町の負担が約3,000万円というふうにありましたが、これは3,000万円の軽減というのは、9年分、9学年分ということによろしいですか。例えば、今小学校卒業までが医療費助成を行っている、それを3学年引き上げる中学卒業までに引き上げた場合というふうになりますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 中学生まで引き上げた場合7,000万円の場合ということですね、これにつきましては、中学校卒業したまでの場合の軽減を考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7,000万円というのは、15歳未満を全て足した分ということですね。だから中学校3学年、1学年、今12歳まで小学校卒業まで無償化であるから中学校卒業まで3カ年、3学年分上乗せした場合に、その上乗せですね、その必要額というものありますか。1学年おおよそ概算で幾らぐらいかかるか。私ども150万円ぐらいじゃないかと思っているんですけども1学年のこれは。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 先ほど7,000万と申しましたのがトータルの額でございますので、単純に15で割ればそれぐらいになりますか。1学年当たりがちょっと計算できておりませんが、一応トータルとして15歳までということで、トータルした場合が7,000万というふうに積算しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） ということで、1学年当たりの上乗せ大体150万ぐらいだから、今の小学生までの助成に加えて中学生3年までに独自助成をした場合に大体450から500万ぐらいの上乗せで、私はできるのではないかと見ています。

それに加えて4点目にはなりますが、例えばお子さんが複数いらっしゃるって、感染性の病気であれば、家族の子供全員にうつって一遍に病院に行くことになる、あるいは1カ月続けて病院に行くこととなります。あるいは、子供は病気やけが、歯科など幾つかの病院を受診することもありますので、そうすると1医療機関当たりの月額負担が1,200円とすると、家族でそういう流行りの感染性の病気にかかった、ちょっと歯科にかかったとなると、あっという間に月額負担が1万円近くまでなることもあります。この負担は非常に重いものがあるのではないのでしょうか。

同じ県南の町であります、大木町ではこの7月からこの一部負担を中学校卒業まで0にしました。答弁では、550万ということになります。それから、中学校までの卒業までの支援が大体450万から500万ということで、こうした財源で実施できると。

それから、2021年には県が中学校卒業までの無料化を実施するというのであれば、この際、近隣の佐賀県等にも見習って、18歳未満までの助成の制度設計、それから負担ということが具体的に実施ができる、今状況、実施すべき状況だと思うんです。先ほど、他の議員からも指摘ありましたが、この件に関しては、3年前も「総合的に近隣の情勢や国の制度を勘案して、総合的に検討」、と同じ答弁が続けられているのが非常に残念でございます。今度来年度以降は、またいろいろ方針もあってくるかと思いますが、こうした際、答弁にありましたように、近隣の状況を考えるならば、このそれほど多額のものでもないところでできることについては、検討していただきたいと思いますが、その辺については最後いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 最初の答弁とかぶることになりますけれども、当然近隣、先ほど言いましたとおり、近隣自治体の中での状況を当然把握しながらということでは、先ほど、平山議員のほうからも佐賀県のほうまでは、もう18歳まで進んでいるということですので、この近隣自治体の情勢を踏まえながら、先ほどとかぶりますけれども、まだ財政状況や町の施策等も勘案しながら、検討したいというふうに考えております。

中学生までの入院等についての自己負担なしという部分につきましては、県内でいきますと芦屋郡のほうとか、県南のほうとか、京築、筑豊地区のほうが多いようございまして、福岡市に近い大きな自治体、市とかそういうところになってきますと、やはり今までどおり、うちと変わらないような状況には、500円の一部負担等があるような状況でございますので、まだまだ県内としましては、半分ぐらいは実際になされているんじゃないかなというふうに思っております。

先般の西日本新聞のほうに載っておりました、先ほど平山議員がおっしゃったとおり、2021年から福岡県におきましても中学生の医療費助成を進めていくというような方針が出ておりますので、まだ決定しておりませんし詳細も出ておりませんが、こういう県の施策がございましたらば、これを活用しながらですけれども多分2分の1補助に、県の補助になるかと思っておりますけれども、こういうものを活用しながらですけれども、拡幅の拡大等を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） ぜひ、早急な検討をお願いしたいと思います。

(5) であります、国保税の負担の高さにつきましては、何度も申し上げてきたとおりで、町長の答弁でも負担は重いという認識を示されていらっしやいました。町長の過去の答弁では、引き下げを求めた質問に対しまして、1世帯1万円程度の引き下げでは、余り効果がないのではないかという趣旨の答弁がありました。現在においては、平均1万円ではあったんですが、まず子供に係る均等割を廃止してはという提案であります。先ほど答弁にもありましたが、所得制限なしで対象者全員を免除している自治体もございまして、多子減免ですね、第2子、第3子への減免、それから2分の1、一律2分の1に軽減する、これ千葉の南房総などの例もございまして、一部減免の動きも広がっています。こうした全国の事例も参考にしながら、それから、地方6団体も高すぎる国保税については、公費負担1兆円を積みまして、その財源でこういう高すぎる税政の引き下げをということで一致しておりますので、私ども議会としても、この点についてはやはり住民の方の高すぎる負担を引き下げる、とりわけ、生まれたばかりの赤ちゃん

んにも課税される、この前近代的な均等割については、1日も早い廃止をとということで、全国的に運動しています。ぜひ、早急な検討と対策をお願いしたいと思います。

(6) であります。子供の医療費、全国的にも軽減が広がりつつあることを認識していただきたいと思います。

1点目については、これで終わります。

大きな2点目でございます。

学校及び保育所の給食費についてであります。このことにつきましては、前回の議会でも少し触れたことでございます。幼児教育・保育料の無償化、一部無償化については、実施までの準備期間の少なさや、今後の事業の不透明さが指摘されています。

そうした中で、義務教育の給食費にあっても保護者負担の軽減や一部助成に踏み出す自治体も増えています。当町においては、以前1月当たり1,000円の補助を行い、その後500円に縮小されてはおりますが、助成が行われています。この点については評価をしたいと思います。

そこで、質問であります。1点目に小中学校の給食費、保育所の副食費等助成の状況、今後の見通しについて。

(2) 徴収事務に係る負担軽減について、これについては、前回は質問をしたのでありますが、その後の状況の変化や対応の変化などがあればお聞かせください。答弁よろしく申し上げます。

○議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長(倉鍵 君明) それではお答えします。

現在、給食費は1カ月当たり小学校4,100円、中学校4,600円、町内5つの保育園で定めた副食費は4,500円となっており、町からの補助を500円としていますので、保護者負担は小学校で3,600円、中学校で4,100円、保育園で4,000円となっております。今後につきましては、中学校の給食で副食の必要なカロリーが若干不足しておりますので、もう1品副菜を付けて、給食費の500円程度増額をお願いすることを検討しております。今後の補助につきましては、今年度と同額の予定にしております。

次に、2点目の徴収事務に係る負担軽減についてですが、小中学校の給食費の徴収事務につきましては、公会計化の検討も必要となっておりますけれども、事務処理のための人員やシステム改修などが必要となりますので、今後の検討課題ではありますけれども、早急な対応が難しいというふうに考えております。

保育園の副食費の徴収につきましては8月23日の町全体の保護者説明会で園から納入方法を毎月26から28日の3日間でお支払いをお願いされ、きちんと納入されたというふうに伺っております。園の負担事務は増えましたけれども、現在は問題なく徴収できております。今後も園と協議しながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 1点目についての再質問であります。先ほどの副食費の1品拡充とそれに伴う給食費の変更というのは、もうちょっと具体的に教えていただけますか。いつ頃からそれを行うか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 今現在、検討しているところで、中学校のみカロリー不足という形になっておりますので、もう1品副菜を付けて、1月500円程度の増額をお願いしようと思っております。今後年明けには、入学説明会等も2月に行われますので、それに間に合うようにPTA等のお話し合いも含めながら、進めてまいりたいと思います。できれば、来年の4月からの実施とさせていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 実質副菜がカロリーが補助されるのはいいんですけど、そこでまた値上げされるというのは、保護者にとっては今消費税が増税されて、どんどん私ども庶民に対してのみの負担が増える中で、非常に厳しい状況にある。特にこれも、ずっと先ほどの医療費や国保の問題も一緒ですけれども、全額無償化ということは、いきなり言うておりませんで、一部補助あるいは多子に対する減免ということを、どの分野においても、一応検討していただきたいというふうに思います。

2点目ですが、徴収事務の係る負担軽減については、確かにまだ始まったばかりで何とも言えないということ、現場の方からも聞いておりますが、今のところ、概ねスムーズに徴収はできているところだが滞納もある。やはり大規模な保育園になれば、それは大変になるのではないかといいことでおっしゃっていらっしゃいます。そして、今現金を扱うのは非常に慎重でなくてはならないので、先ほど答弁もありましたように、期間を定めて徴収をしていると。未払いについては、口頭による催告やその後、文書通告を行うが、今後滞納が一定発生した場合どうなるかということについては、非常に心配もあるということでした。

また、現在一部保育料の無償化が実施され、入所希望が増えるだろうと、それはいいことなんだけれども、やはり現場としては、無償化よりも保育士の確保と待遇改善が先ではないか、入所希望者の子がいても、保育士を確保できないため受け入れられない。この辺の実情、現場の方、重々御承知だと思いますが、保育園の現場としては、保育士の確保についても四六時中考えなくてはいけない現状であると。無償化は反対しないけれども、やはりこの予算は先に保育士確保に使ってほしかったというふうに、やはり政府の対応について意見を述べていらっしゃいます。

また、対応が必要な子についても、保育士加配の予算をいただいているけれどもなかなかその

ための保育士確保ができないという状況で、大変現場が、子供のためと思って頑張っているけれども、現場は疲れているというのが率直な感想だろうと思います。

さらに、ここに副食費の徴収が始まって、現場の負担増が予想されているということでもあります。副食費の徴収については、国も看過できないような発言を行っておりますので、今後も私どもとしても、現場の負担、それから保護者の方の負担というものが増えないように、引き続き、よく見ていきたいと思えます。

やはり、市町村においても、何より保育士の確保についても有効な施策をお願いしたいというのが切実な声であります。国の動向や自治体の経験に学びながら、保育環境の整備に取り組んでいただきたい。また、学校給食費の軽減についても、切に願う次第であります。

いろんな対策が全国的に急速に進んでまいりました。あわせて検討をお願いするものです。

2点目については、これで終わります。

3点目に、学校空調についてであります。

町内の小中学校においては、本年度の夏休みに空調設置の工事が行われ、2学期より稼働していると聞いております。子供たちや保護者を初め、多くの町民の皆さんの切実な要求が叶ったものであり、今年度設置されたことは、大変喜ばしいことでございます。設置された空調機器などについては、今後、衛生基準などにに基づき運用指針を定めて適切に活用することが必要だと考えます。

そこで質問ですが、(1)空調設備の運用基準についてはどのようになっているのでしょうか。

(2)9月以降の運用の実際についてはいかがでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長(安丸眞一郎) 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長(倉鍵 君明) それではお答えします。

空調設備の運用基準につきましては、文部科学省が定めております学校環境衛生基準を参考にして、大刀洗町立小中学校空調設備運用指針についてを7月の教育委員会定例会で提案いたしまして議決をいただいております。

また、その指針に基づき、各学校では学校内エアコン使用規定を作成していただいております。

次に、2点目の9月以降の運用の実際についてでございますが、9月以降の運用は指針と使用規定に基づいて運用しております。また、施工業者から、操作や節電の取り決めも含め、使用方法について各学校に説明して回っていただいたところでございます。

以上です。

○議長(安丸眞一郎) 答弁が終わりました。再質問があれば、平山議員。

○議員(7番 平山 賢治) もう少し詳しくお聞きしたいんですけど、運用指針をいただきましたし

たけれども、まず冷房ですね、冷房については学校環境衛生基準では、夏期では28度以下が望ましいとされているということで、当町の運用方針では基本的に冷房の設定温度は25から28度としますというふうに書いてあります。冬期の空調設備については、学校環境衛生基準では17度以上が望ましい。当町では基本的に設定温度は18から20度としていますということで、実際に始まったばかりとは思いますが、実際に9月の運用状況、稼働状況については教育委員会では、ここでは詳細はいいんですけど、稼働状況については学校別なり教室別の稼働状況などはお持ちでいらっしゃるでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 学校での使用規定のほうで、そちらの稼働については細かく設定しておりますので、基本的には教職員が行います。そしてデマンド等もございますので、職員室のほうで行っていくということにしてあります。

また、暑い時期には上のほうから教室は温かくなりますので、3階がある本郷小学校は3階から2階からという形で、順次15分おきなりにエアコンを稼働させていってデマンドが最大値にならないような工夫がされております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） となりますと、实际的にこの学校における気温の判定、「今何度なので稼働させよう」とか、そこら辺のいわゆる判断場所、判断者というのいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） そちらのほうは各教室に温度計等をつけておりますので、各先生のほうで確認していただいて、「2階では何度を超えました」という形で報告いただいてつけていくという形を行ってあります。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） ぜひこの適切な運用を引き続きお願いしたいと思います。私ども、他の自治体の事例を見ておりますと、管理者の方の判断によって稼働率の低い学校や高い学校など非常にばらつきがあるという自治体の事例もございました。必要以上にコスト問題というのが優先すると、いかに稼働させないかというのが、ある学校によっては、できるだけ稼働させないような判断を行ったり、ことさら温度が温かいところで計測したりとかいう実態も実際ありましたので、このエアコン設置の当初方針にありましたように、子供たちの健康を守ると、環境衛生基準に基づいた快適な学校環境を提供するという意味でも、適切な運用を重ねてお願いするものであります。

3点目については、以上で終わります。

4点目に、町葬斎場についてであります。

町葬斎大刀洗斎場ふるさとは、平成25年6月に事業開始と承知をしています。今年度7年度目となるわけですが、今後の適切な運営のために、以下のことを質問する次第であります。

(1) 建設費、維持費、寄附の状況はいかがでしょう。

(2) 今後の運営方針について、特段の方針があればお聞かせください。

以上2点について答弁お願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それではお答えします。

まず1点目ですが、葬斎場の建設費については1億4,300万円、建物の維持費については年間25万円を予算計上しています。ただし、建設費1億4,300万円のうち、宝くじ交付金1億円、市町村災害共済基金返還金から4,000万円の計1億4,000万円を譲渡しています。寄附については、指定管理者である株式会社たちあらいは、1年間の売上と経費の損益計算を行い、利益の一部を町に寄附しています。寄附金の状況は、平成26年度600万円、平成27年度1,500万円、平成28年度600万円、平成29年度200万円、平成30年度500万円となっており、合計3,400万円の寄附をいただいているとことです。

続いて2点目の今後の運営方針についてですが、町所有である葬斎場の斎場ふるさとの指定管理者制度を利用して、株式会社たちあらいを指定し、運営しているところです。平成25年から現在に至るまで、堅調に運営され、御利用いただいた住民の方から良好な評判をいただいております。今後も住民福祉の向上と町の自主財源の確保に向けた取り組みとして、これまで同様の指定管理者制度を利用していく予定としております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私どもの数字の認識では、総工費が決算ベースで約1億5,500万と、備品が1,884万ということで、合計1億7,400万程度の決算だったと思っております。当初の建設事業に当たっての説明資料では、非常に収益性の高い事業であるという説明でありまして、1年目から4年目にかけては右肩上がりです。件数と事業利益は伸びるというシミュレーションでありました。4年目の事業シミュレーションをみますと、町全体の葬斎場利用件数140件と見込み、そのうち7割をこの町葬斎場で実施したいと。年間の施行件数目標は98件、1年間の事業利益を2,490万円と見積もっています。毎年2,000万円、この事業シミュレーションによれば4年目は2,400万の事業利益出るので、毎年2,000万の利益が出て、町に寄附をすれば、10年間で建設費分は償還できるという計算になります。

一方で27年度の事業計画を見てみますと、葬斎件数の目標は60件、寄附が1,000万

円目標ということで非常に下方修正をしているという状況ではないでしょうか。実際先ほど答弁いただいたんですが、年間葬斎場利用件数はほぼ予想どおりなんです。しかし、実際の利用者の方が26年から46件から62件ということで最大で30年までで62というのが最大の数字であります。30年度については、大斎場が34、小斎場が21件で町500万円寄附という結果になっています。こうすると、今議会でも稼ぐ町政への挑戦というような御発言があったと思うんですが、事業当初の高収益型の事業であるというシミュレーションに比して、非常に実際の葬儀件数や寄附金の状況というのが、非常に実際低く抑えられていると思うんですが、この辺の数字の違いについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 確か最初に記載したように利用者がいないという事実ですけれども、もともこの建設費ですけれども1億円というのは宝くじの分配金をとってきたわけですから。町のお金を出したんじゃないんです。そこら辺のこと、ちょっとよく認識していただきたいですね。

それから、この災害の共済基金の返還金、これも金利がずっと貯まっていたのを使っていますから、町の基金の中から出したわけじゃないので、その辺のことは理解していただきたいです。町の持っているお金を出してつくったわけじゃないので。確かに、最初に予定のようにはいっておりませんが、段々認知されて、利用者も増えているように感じています。ですから、30年度が500万ぐらいですけれども、このくらいは毎年いけるのではないかなというふうに考えています。

そして、今たまたまふるさと納税でかなりの額が稼げているというか、そういうことですが、このお金だって実は貴重な自主財源ですから、ですから最初のように思惑どおりにはいっていないけれども、よくやっとな褒めてほしいです。だから、議員の皆さんもなるべく使うように協力してください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 25年度の会議録も読み返してみました。また蒸し返しになるかと思うんですが、その宝くじ等の財源というのは、特定財源の積み立てではないですね。だから、お金を取り崩してこちらに持ってきていただいたというのは、町長のお話かもしれないけど、それは特定目的でしか使えないという財源ではないと。だから、持ってきていただいた以上は、どのような町政の全般について使える財源だと私は承知していたんですが、そこは違うんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 今の件よろしいですか、答弁、安丸町長。

○町長（安丸 国勝） そこになるとちょっと考えが違うので、何回言っても了承してもらえんでしょうけど、要するに、何回も言いますけれども、この葬斎場をつくったお金は、ほとんど町か

らお金を出していないから、余りいろいろ言われる筋合いはないんじゃないかというのが私の考えです。

○議長（安丸眞一郎） 再質疑があれば、質問があれば、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） これ1回町に入っているやつです、町のお金に。だから、これをどういう1億7,000万円ですか、1億7,000万円をどのように支出するかということについては、私ども大きな責任を負っているわけです。町長いつもおっしゃるように、「議会の責任あるんじゃないか」とおっしゃって。この1億7,000万円を特定の目的でしか使えないわけではないのに、なぜこれに使うのかという評論があるというのは当然のことだと思うんです。

先ほども今の「言われる筋合はない」、すごい発言ですよ、1回町に入って皆さんから公共の原資で町に1回入れたお金を、どう使おうと言われる筋合はない、これがまた前回の25年度の議事録もあれが今後残るというのは、非常に町としては残念なことだと思いますが、今回、本日の発言もこれがそのまま取り消さずに残るとしたら、日本の民主主義史上でも非常に極めて重大な発言だとうと思いたいますがいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員に申し上げます。その都度この件については、予算ならびに決算委員会等で認定された内容ではないかというふうに思いますから、質問については高所大所的な見地からの発言を求めたいと思いますが、その点についてはいかがですか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほどの発言については、また今会期中でありますから、取り消しなり修正ということ、最後町長も引退なさるといふことですから、最後ちょっと御検証お願いしたいと思いたいます。

今後なんですけれども、そういうふうになかなか利用数が伸びないということで、それと一つは単価、今後小規模の葬儀が増えていくことで、件数はあっても単価自体が減少していくのではないかということが、この業界全般としては予想されるわけです。年間60件ということは月大体5件ぐらいの量ということになるかと思うんですが、これをこの会館の有効活用のために指定管理者の受託する葬儀のみならず、さまざまな方への会館の貸し館といいますか、会館の事業の実施なども考え得ると思いたいますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） まず、平山議員と全然意見が合わないんですけれども、この事業はやっぱり自主財源を稼ぐためにやるんだとそういうことでやっているんです。いろいろあなたは何をやれかにをやれっていっぱい注文するけど、お金がなくちゃできんちゃからね。だから、稼がんといかん。そういうことで始めた事業ですから、そのことをよく理解してほしいなと思いたいます。

実をいうと、やっぱり困っている人もいて、何とかしてほしいというようなそういうお願いもあって、うんと安くやったりもしています。ですから、そういう意味でも福祉の向上には十分貢

献しているとそんなふうに思っているところです。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） そこはまた最初の前提の話になるけど、私どもとしては、何にでも使える1億7,000万円建設してやっているけど、今のところ3,400万円の寄附ではないかというところで申し上げているんです。

それで、当時しかも当初予算でもなく補正予算でいきなりこの建設を計上したということで、私ども反対をいたしましたけど、せめてこれを運用している以上は、さっき町長おっしゃったように自主財源の確保という点では、会館のさらなる有効活用を考えてはどうかという点から質問をさせていただいているんですが、再度いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 実は、最近段々利用者数が増えていまして、先月は11件か12件あったですね。そういう件数からすると、ほかの何か違う利用の仕方をといても、とても無理な状況であります。ですから、そういうことは、今平山議員が言っておられるようなことは考えておりません。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほどの答弁で、困っている方がいるから安くやっているということもあったんですが、それは私ども建設の可否を考えるに当たって、そこは申し上げたところで、「例えば福祉目的でそういう困っている方に格安の葬儀を提供できないかと、そういうことであれば、福祉目的の建設ということも考えられるのではないか」という質問を私はいたしましたけど、そのときの町の答弁は、「安くはしない」との答弁、安価ではない、もう一つの民業圧迫ならないように安くしないということになっています。これが方針転換をするとしたとすれば、これはまた議会にやはり説明していただくべきものではないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 経営は委託しておるわけですから、そこまでいちいち議会に承認を得る必要はないと考えています。

○議長（安丸眞一郎） 再質疑、質問がありますか、平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） お話が合わないんですけど、当初よりそういった事業の緊急性のないのに補正予算で計上する、それから収益の見通しも非常に課題な見通しであるという、そのとおりになっている。だから、既存の業者との関係という点で問題やってまいりましたし、そういう困っている方々に対して福祉ならということと言っていたことが、今実現されているのであれば、そこら辺はきちんと全く当初の説明と実際の運用が違ってくるということになれば、その評価するかどうかはともかくとして、そこ丁寧に議会に説明していただかなくてはいけないと思

うんですが、来年度以降、この事業者をどうしていくかということについては、また新たな人たちとも協議をしていきたいと思えます。

引き続き、この事業効果と今後の運営のあり方について、選択肢も示しながら、真摯に検討をお願いする次第であります。

また、当初本日述べてまいりました子育て支援や負担軽減策については、今後も自治体の状況をよく踏まえ、来年度の予算編成にあっても是非反映していただくよう求めまして、きょうの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時55分
